

平成 23 年度 第 3 回 第 4 次上越市行政改革大綱等策定委員会 次第

日時：平成 23 年 10 月 19 日（水）午前 9 時 30 分から

会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

第 4 次上越市行政改革推進計画(案)について

…資料 1～資料 5

4 その他

5 閉 会

1 第4次上越市行政改革推進計画（案）の位置付けと基本的な考え方

- 平成23年5月に策定した「第4次上越市行政改革大綱」に基づき、そのアクションプランとして策定する。
- 計画の策定に当たっては、大綱の基本的な考え方を踏まえるとともに、取組の実効性を高めるために大綱に定める「具体的な取組項目」ごとに個別計画を策定し、課題解決のための取組を実施する。

2 計画の特徴・期間等

- 第4次行政改革大綱では、市政運営の基本方針である「すこやかなまち」づくりへの取り組みの下支えとして、「事務事業の総ざらい」で明らかになった課題解決や第3次行政改革で推し進めた財政健全化の継承のほか、新たに市民が主体的に公共の課題に向けて行動する「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」に取り組む。
- 行財政改革推進に当たって、「行財政改革による行財政運営の適正化」及び「市民社会へのアプローチによる新しい公共」の2つの重点取組を大綱での柱に据え、40の「具体的な取組項目」を設定し、その推進を図る個別計画を策定し、課題解決に向けた取組を実施する。
- 具体的な取組項目ごとに「現状と課題」を明らかにし、平成26年度までの目標と取組内容を設定するとともに、年度別の目標と取組内容を明示し、年度ごとの具体的な取組を明らかにする。また、年度別目標と取組内容については、可能な限り数値化することとした。
- 計画期間は、平成23年度から平成26年度までとする。

3 第4次行政改革における重点取組及び主な取組項目と個別計画

[重点取組Ⅰ] 行財政改革による行財政運営の適正化

- (1) マネジメントシステムの強化
 - 《全体目標》
最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、マネジメントの質を向上
 - 《主な取組項目》
…戦略的な視点を持った施策・事業の重点化 【政策協議】(本文 P4)
…事業の成果等の評価による事業展開の方向付け 【事業評価】(本文 P5)
- (2) 健全財政の推進
 - 《全体目標》
平成26年度までの4年間の財源不足や、平成27年度以降の普通交付税等の減額を考慮し自主財源の確保や歳出削減に取り組み、財政基盤を強化。
 - 《主な取組項目》
…効率的で効果的な財政運営
【財政調整基金活用計画】(本文 P9)
【学校給食調理業務の民間委託計画】(本文 P15)
…公の施設の見直し
【公の施設の再配置計画】(本文 P17)
…第三セクター等の経営改善
【第三セクターの見直し方針】(本文 P20)
【土地開発公社の経営の健全化に関する計画】(本文 P21)
…公営企業等の経営健全化
【上越市ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画】(本文 P22～P25)

- …市が保有する資源を活用した歳入確保
【自主財源確保計画（収納率向上）】(本文 P32)
【公有財産売却・貸付計画】(本文 P34)
- (3) 組織機構改革
 - 《全体目標》
適正な職員定員管理を行うとともに、限られた職員を活用した機能的な組織機構とする。
 - 《主な取組項目》
…適正な職員定員管理
【定員適正化計画】(本文 P37)
- (4) 人材育成
 - 《全体目標》
職員の育成により個々のレベルアップを図り、組織力の底上げ。
 - 《主な取組項目》
…育成と任用が連動する人事行政の推進
【上越市人材育成方針】(本文 P40)

[重点取組Ⅱ] 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

- (1) 近隣社会における共生
 - 《全体目標》
市民が地域の課題に対し、自発的かつ主体的に判断し、解決に向けて行動することを支援。
 - 《主な取組項目》
…地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施
【地域活動支援事業計画】(本文 P44)
- (2) 多様な市民活動
 - 《全体目標》
NPO 法人等が実施する公益性の高い活動やネットワークづくりを支援。
 - 《主な取組項目》
…市民がボランティア等に参加しやすい環境整備
【ボランティア活動等促進計画】(本文 P45)
- (3) 市民と行政の協働
 - 《全体目標》
市民と行政が連携しながら、公益事業を展開。
 - 《主な取組項目》
…協働を提案しやすい仕組みの構築
【協働促進計画】(本文 P47)

4 計画の見直し

- 財務状況の変化、取組の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行う。

5 推進体制

- 行政改革担当部署は各取組の主管課と連携し、主管課における目標達成に向けた有効な取組を具体化するため、さらなる改善を導き出すとともに、市長を本部長とする「行政改革推進本部」で全体的な進捗状況を把握していく。

6 市民等への公表

- 広報じょうえつ及びホームページ等で積極的に市民に進捗状況を公表するとともに、議会に進捗状況を報告する。

資料 2

未定稿

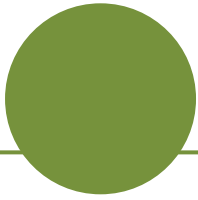
第4次上越市行政改革推進計画

(平成 23～26 年度)

(案)



新潟県上越市



目次

I	第4次行政改革推進計画の概要	1
II	具体的な取組項目	2
1	行財政改革による行財政運営の適正化	
(1)	マネジメントシステムの強化	4
(2)	健全財政の推進	6
①	効率的で効果的な財政運営	
②	公の施設の見直し	
③	第三セクター等の経営改善	
④	公営企業等の経営健全化	
⑤	市が保有する資源を活用した歳入確保	
(3)	組織機構改革	37
(4)	人材育成	39
2	市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造	
(1)	近隣社会における共生	44
(2)	多様な市民活動	45
(3)	市民と行政の協働	47
III	財政計画（個別計画を反映した収支状況の推移）	49

I

第4次行政改革推進計画の概要

第4次行政改革推進計画の位置付け

第4次行政改革推進計画は、第4次行政改革大綱を具現化するための具体的な取組内容を示したものです。

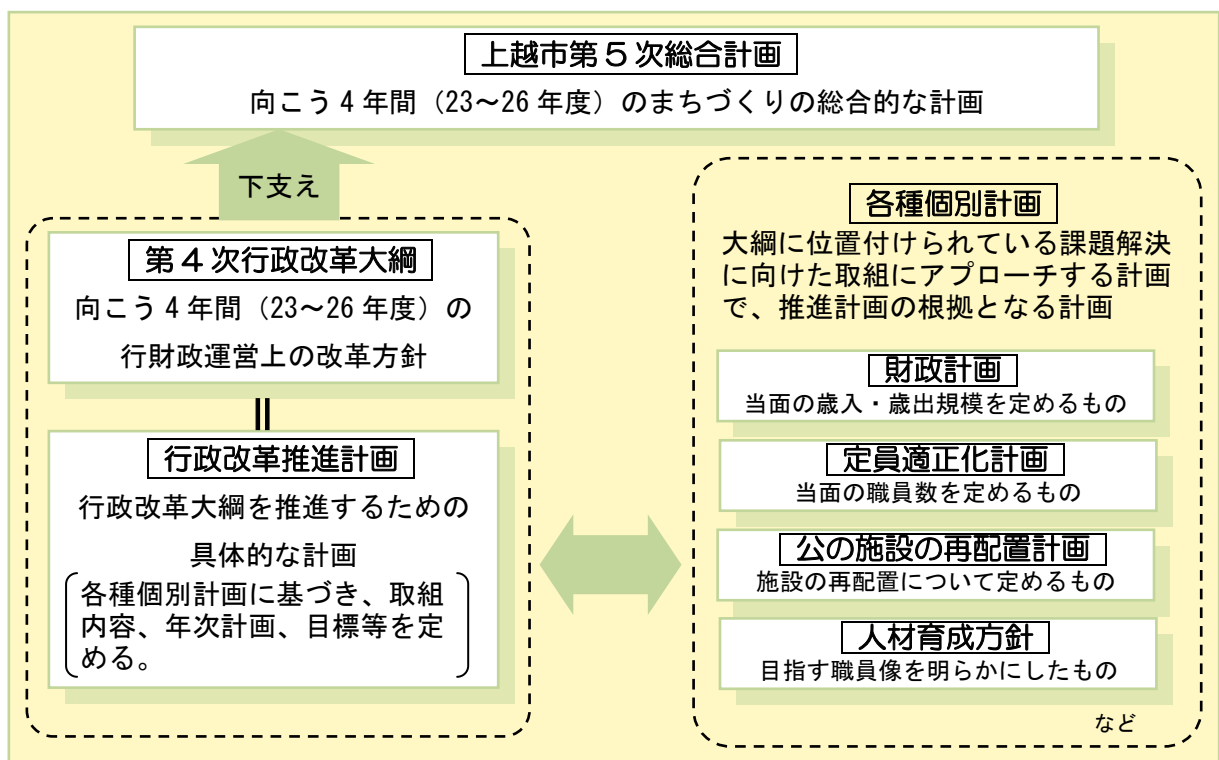
第4次行政改革大綱では、「すこやかなまち」づくりへの取組の下支えとして、「事務事業の総ざらい」で明らかになった課題の解決や第3次行政改革で推し進めた財政健全化の継承、市民が主体的に公共の課題に向けて行動する「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」に取り組むこととしました。大綱に位置付けられている課題解決に向け、具体的な取組項目にアプローチするための個別計画を策定し、推進計画に反映しました。

計画期間・見直し等

第4次行政改革大綱に対応するため、計画期間は平成23年度から26年度までの4年間としますが、財政状況の変化、取組の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行っていきます。

また、行政改革担当部署は各取組の主管課と話し合っって目標達成に向けた有効な取組を具体化し、さらなる改善を導き出すとともに、市長を本部長とする「行政改革推進本部」で全体的な進捗状況を把握していきます。

大綱、推進計画、個別計画の関係



II

具体的な取組項目

大綱に掲載した 40 の具体的な取組項目について、現状と課題を明らかにし、平成 26 年度までに達成すべき年度ごとの目標や取組内容などを記載しています。それぞれの具体的な取組項目の主管課は、その取組を総括する課を記載していますが、主管課だけでなく関連する課、さらには全庁内一体となって、計画的に取組を進めていきます。

また、目標は、取組の本質を見極め、「何がねらいか」を的確にとらえるとともに取組成果の測定方法を明確にし、職員自身のみならず市民のみなさんにも分かりやすく、自覚や実感を持って取り組める目標とします。

具体的な取組項目の一覧

第4次行政改革での重点取組		個別計画	主管課
大項目			
中項目			
小項目	具体的な取組項目		
1 行財政改革による行財政運営の適正化			
(1) マネジメントシステムの強化			
	1 戦略的な視点を持った施策・事業の重点化	政策協議	企画課、政策調整課、財政課
	2 事業の成果等の評価による事業展開の方向付け	事業評価	行政管理課、財政課
(2) 健全財政の推進			
① 効率的で効果的な財政運営			
	3 事業の終期の明確化	事業評価	行政管理課
	4 各種事業計画の策定	各種整備計画	行政管理課
	5 重複・類似事業の見直し	事業評価	行政管理課
	6 財政調整基金の活用と確保	財政調整基金活用計画	財政課
	7 受益者負担の適正化	手数料改定計画	財政課
		使用料改定計画	行政管理課
	8 市債元利償還金の繰上償還、借換		
	9 通常分の市債発行の抑制	公債費等縮減計画	財政課
	10 各種特別会計の必要性の検証と見直し	事業評価	行政管理課
	11 委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進	学校給食調理業務の民間委託計画	教育総務課
	12 事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理	改善・廃止計画	行政管理課
② 公の施設の見直し			
	13 公の施設の利用状況等を踏まえた再配置計画の策定と実施	公の施設の再配置計画	行政管理課
		保育園の再配置等に係る計画	保育課
	14 公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却	公の施設の除却計画	用地管財課
③ 第三セクター等の経営改善			
	15 市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化	第三セクターの見直し方針	行政管理課
	16 土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討	土地開発公社の経営の健全化に関する計画	用地管財課、財政課
④ 公営企業等の経営健全化			
	○ ガス事業、水道事業、簡易水道事業		
	17 未納料金の縮減		ガス水道局お客様サービス課
	18 民間活力の導入	上越市ガス事業・水道事業・簡易水道事業 中期経営計画	ガス水道局総務課、お客様サービス課
	19 企業債残高の縮減		ガス水道局総務課
	20 高い金利水準にある企業債の繰上償還		ガス水道局総務課
	○ 病院事業		
	21 未納料金の縮減	未納料金縮減計画 医師確保計画	健康づくり推進課
	○ 下水道事業		
	22 使用料の増収	下水道接続等推進計画(公共下水道)	生活排水対策課
	23 施設管理委託料の節減	下水道汚泥減量計画(公共下水道)	
	○ 農業集落排水事業		
	24 使用料の増収	下水道接続等推進計画(農業集落排水)	生活排水対策課
	25 施設管理委託料の節減	下水道汚泥減量計画(農業集落排水)	
	⑤ 市が保有する資源を活用した歳入確保		
	26 市税等の収納率の向上	自主財源確保計画(収納率向上)	収納課
	27 不用な資産の売却と貸付	公有財産売却・貸付計画	用地管財課
		自主財源確保計画(特定目的基金)	財政課
	28 その他収入の確保	自主財源確保計画(有料広告)	行政管理課
(3) 組織機構改革			
	29 適正な職員定員管理		
	30 木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し	定員適正化計画	人事課
(4) 人材育成			
	31 職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有		
	32 育成と任用が連動する人事行政の推進		
	33 労務環境の整備	上越市人材育成分方針	人事課
	34 基礎的な資質・能力の底上げ		
	35 専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成		
2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造			
(1) 近隣社会における共生			
	36 地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施	地域活動支援事業計画	自治・地域振興課
(2) 多様な市民活動			
	37 市民がボランティア等に参加しやすい環境整備		
	38 NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援	ボランティア活動等促進計画	共生まちづくり課
(3) 市民と行政の協働			
	39 協働を提案しやすい仕組みの構築		
	40 協働の場づくりのためのモデル事業の実施	協働促進計画	共生まちづくり課

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

1 行財政改革による行財政運営の適正化

(1) マネジメントシステムの強化

【具体的な取組項目 1】

戦略的な視点を持った施策・事業の重点化

【現状と課題】

「すこやかなまち」づくりに向け、多様化する行政ニーズに対応した、真に必要とされるサービスの安定的提供と将来への価値ある投資を着実にを行う必要がある。

【個別計画名】政策協議（主管課：企画課、政策調整課、財政課）

26年度の 目標	重点化する施策、その施策を具体化するための主要事業を選定し、予算の優先配分がされている状態	
取組内容	すこやかなまちづくりに向け、政策に基づく施策の推進が図られるよう、予算編成前の政策協議によって、重点化する施策及び主要事業を見直し、翌年度の予算編成に反映する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	予算編成前の政策協議の中で、重点化する施策及び主要事業を選定し、予算の重点配分を行った。
23年度	第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画の進捗状況の検証 政策協議の実施 重点化施策、主要事業の選定と翌年度予算への反映
24年度	第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態	継続
25年度	第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態	継続
26年度	第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態	継続

【具体的な取組項目 2】

事業の成果等の評価による事業展開の方向付け

【現状と課題】

平成 22 年度は、将来に向けた価値ある投資の実現に向け、事務事業の総ざらいを実施し、全ての事務事業について改善・廃止等の見直しを行うとともに、今後の行財政運営における根本的な課題を抽出した。

これらの課題を踏まえつつ、事務事業のより効率的で効果的な執行に向けた不断の見直しに取り組む必要がある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課、財政課）

26 年度の 目標	全ての事務事業を対象として事業評価を実施することにより、事業展開の方向付けがなされた状態とする。	
取組内容	事業評価の実施により、事務事業を必要性や効率性等の視点で評価・検証し、事業展開の方向付けを行う。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	事務事業の総ざらいにより、全ての事業について改善・廃止等の見直しを行い、事業展開の方向付けを行った。
23 年度	事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態	事業評価の実施
24 年度	事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態	継続
25 年度	事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態	継続
26 年度	事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

(2) 健全財政の推進

①効率的で効果的な財政運営

【具体的な取組項目3】 事業の終期の明確化

【現状と課題】

事業の終期が設定されておらず、事業の実施自体が目的化しており、経常化しているものがあるため、改めて事業の目的と成果を検証した上で、終期の設定を検討する必要がある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課）

26年度の目標	全ての事業について終期が検討され、終期が設定できる事業は、終期が明確になっている状態	
取組内容	事業評価により、事業の目的や成果を評価・検証した上で、終期の設定を検討する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	事業評価の実施により、終期の設定を検討している状態	事業評価の実施
24年度	事業評価の実施により、終期の設定を検討している状態	継続
25年度	事業評価の実施により、終期の設定を検討している状態	継続
26年度	事業評価の実施により、終期の設定を検討している状態	継続

**【具体的な取組項目 4】
各種事業計画の策定**

【現状と課題】

施設の整備・大規模修繕については、市全体としての計画や統一的な整備基準がないため、地域間において整備・修繕の均衡が一部図られていなかった。このため、事業の優先度を明確にした整備計画を策定し、計画的な事業実施に取り組む必要がある。

【個別計画名】各種整備計画（主管課：行政管理課）

26年度の 目標	整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態	
取組内容	分野ごとに、整備基準に基づく整備計画を策定し、地域事情等も加味した上で、優先度を設定し、財政状況に応じて、優先度の高い事業から実施する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	分野ごとに、整備基準に基づく整備計画を策定	分野ごとの整備計画を策定
24年度	整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態	必要に応じて整備計画のローリング
25年度	整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態	継続
26年度	整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目5】

重複・類似事業の見直し

【現状と課題】

事業・制度の中には、目的や実施内容が類似しているものを複数の課等でそれぞれ実施しているものがあり、効率的でないものや担当窓口が分かりにくいものがある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課）

26年度の 目標	全ての事業について、重複・類似事業が検証され、整理・統合や、所管の見直しが行われている状態	
取組内容	事業評価の実施により、重複・類似事業や制度の整理・統合などを行う。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	事務事業の総ざらいにより、重複・類似事業を検証し、整理・統合を検討した。
23年度	重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態	事業評価の実施
24年度	重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態	継続
25年度	重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態	継続
26年度	重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態	継続

【具体的な取組項目 6】

財政調整基金の活用と確保

【現状と課題】

多額の一般財源を要する事業の財源を確保することや平成 27 年度から実質的な普通交付税が段階的に引き下げられることに伴い、後年度の財政負担を軽減すること、また、災害や主要一般財源の大幅な減少などの不測の事態に備える必要があることなどから、計画的な取崩しと一定額の基金残高を確保しておく必要がある。

【個別計画名】 財政調整基金活用計画（主管課：財政課）

26 年度の 目標	基金残高 25 億円以上を維持	
取組内容	多額の一般財源を要する事業の財源とするため、また、後年度の財政負担を軽減するため、公債費の繰上償還や公の施設の再配置等を行うための経費に対する財源として基金を取り崩す一方、災害等不測の事態に備えるため、標準財政規模（一本算定ベース）の 5%相当額である 25 億円以上を確保する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	年度末基金残高 6,188,350 千円	平成 21 年度決算剰余金等積立 3,100,393 千円
23 年度	年度末基金残高 8,000,000 千円	平成 22 年度決算剰余金等積立 1,811,650 千円
24 年度	年度末基金残高 〇〇千円	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度決算剰余金等積立 502,000 千円 ・財政計画に基づく財源不足を補うための取崩し ▲〇〇千円
25 年度	年度末基金残高 〇〇千円	<ul style="list-style-type: none"> ・基金運用利子積立 〇〇千円 ・財政計画に基づく財源不足を補うための取崩し ▲〇〇千円
26 年度	年度末基金残高 〇〇千円	<ul style="list-style-type: none"> ・基金運用利子積立 〇〇千円 ・財政計画に基づく財源不足を補うための取崩し ▲〇〇千円

Ⅱ 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 7】 受益者負担の適正化

【現状と課題】

市公共料金（手数料）については、住民サービスの提供に必要な原価を賄うだけの収入が得られるような水準となるべきであるが、現状では原価を賄うだけの収入に達していない。

また、使用料（施設使用料）については、当初の料金設定において、使用料収入と施設の整備・維持管理等にかかる経費との関係についての考え方が明確にされておらず、平成 19 年の使用料改定においても、使用料水準の不均衡の是正を目的とした見直しであったことから、改めて受益者負担の適正化という観点からの見直しが必要である。

【個別計画名】手数料改定計画（主管課：財政課）

26 年度の 目標	住民サービスの提供に対する受益者負担が適時・適正に見直しされている状態を維持	
取組内容	利用上の不公平、格差が生じないように、公平性の確保を図りながら定期的に手数料の見直し（原価計算）を行い、受益者負担の適正化を図る。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	—
23 年度	基本方針策定	原価計算方法及び適正な受益者負担割合の検討
24 年度	手数料の設定	改定作業
25 年度	改定後の手数料の適用	原価計算の検証
26 年度	改定後の手数料の検証	継続

【個別計画名】 使用料改定計画（主管課：行政管理課）

26年度の 目標	施設サービスを提供するために必要な経費に対し、受益者負担の割合が低い施設使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。	
取組内容	施設の維持管理コスト及び受益者負担の観点から、同種施設毎に標準施設使用料を設定し、それを基本として、施設の老朽化度や設備等の充実度に応じて個々の施設の使用料を設定し適用する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	基本方針策定	施設維持管理コスト及び適正な受益者負担割合の検討
24年度	標準施設使用料及び個々の施設使用料の設定	改定作業
25年度	改定後の施設使用料の適用	施設利用人数、利用料金収入の推移から使用料改定の影響について検証を行う。
26年度	改定後の施設使用料の検証	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 8】

市債元利償還金の繰上償還、借換

【現状と課題】

平成 27 年度から実質的な普通交付税が段階的に引き下げられることを見据え、平成 26 年度以前に公債費及び公債費に準ずる債務負担行為の将来負担を可能な限り縮減する必要がある。

【個別計画名】公債費等縮減計画（主管課：財政課）

26 年度の 目標	実質公債費比率●●%以下	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市債の繰上償還 ・公債費に準ずる債務負担行為の繰上返済 	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	—
23 年度	繰上償還等の検討	対象の把握、貸付先等との交渉
24 年度	繰上償還等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の把握、貸付先等との交渉 ・利率 5.0%以上の市債の補償金免除繰上償還を実施 44,691 千円（利子軽減額 5,705 千円）
25 年度	繰上償還等の実施	公債費に準ずる債務負担行為の繰上返済を実施 243,732 千円（利子軽減額 8,263 千円）
26 年度	繰上償還等の実施	継続

※公債費に準ずる債務負担行為の繰上返済について

平成 26 年度に実施した場合 189,515 千円（利子軽減額 5,088 千円）

【具体的な取組項目 9】

通常分の市債発行の抑制

【現状と課題】

平成 27 年度から実質的な普通交付税が段階的に引き下げられることを見据え、普通建設事業等の市債対象事業を精査する。また、市債を発行する必要がある場合は交付税措置の無い市債発行を抑制し、公債費の将来負担を可能な限り縮減する必要がある。

【個別計画名】 公債費等縮減計画（主管課：財政課）

26 年度の 目標	実質公債費比率●●%以下	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 1,914,000 千円） ・ 豪雪対策債の発行取り止め（発行可能額 83,900 千円）
23 年度	実質公債費比率 ●●%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 810,000 千円）
24 年度	実質公債費比率 ●●%以下	継続
25 年度	実質公債費比率 ●●%以下	継続
26 年度	実質公債費比率 ●●%以下	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 10】

各種特別会計の必要性の検証と見直し

【現状と課題】

事業規模の小さい特別会計を一般会計化することにより、必要な措置を柔軟に対応できる体制に整える必要がある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課）

26年度の目標	全ての特別会計について、必要性の検討が終了している状態	
取組内容	事業評価により、特別会計の必要性を検証し、一般会計への統合等を検討する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	事務事業の総ざらいにより、特別会計の必要性を検証し、一般会計への整理・統合を検討した。
23年度	特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態	事業評価の実施
24年度	特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態	継続
25年度	特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態	継続
26年度	特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態	継続

【具体的な取組項目 11】

委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進

【現状と課題】

学校給食調理業務の民間委託については、平成 19 年度に 1 校から開始し、平成 20 年度以降毎年度 3 校ずつ民間委託を進めている。委託実施校については、立ち入り検査のほか、教育委員会、校長、学校栄養職員、保護者、受託業者で構成する給食運営協議会で調理業務の状況を確認、検証している。

業務を請負う新規事業者の開拓を行いながら、委託予定校の調理室や設備の改善を進める必要がある。

平成 23 年度に作成する学校施設整備計画に、調理室のドライ化や調理機器の更新を盛り込む必要がある。

【個別計画名】学校給食調理業務の民間委託計画（主管課：教育総務課）

26 年度の 目標	委託実施校 22 校	
取組内容	学校給食調理業務の民間委託等について、引続き安全、安心な給食を提供できるよう、検証しながら実施していく。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	<ul style="list-style-type: none"> 新規 3 校を含む 10 校での委託等の実施 次年度新規 3 校実施のための業者選定等 	<ul style="list-style-type: none"> 受託業者との打ち合せや立ち入り検査を実施し、衛生管理や調理業務が適正に行われていることを確認。 23 年度の新規分について、22 年 12 月に業者選定等を行い早期に内定作業を終了。
23 年度	委託実施校 13 校	<ul style="list-style-type: none"> 委託実施校の実施状況の確認と検証 次年度新規 3 校実施に向けた業者選定等
24 年度	委託実施校 16 校	継続
25 年度	委託実施校 19 校	継続
26 年度	委託実施校 22 校	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 12】

事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理

【現状と課題】

平成 22 年度は、将来に向けた価値ある投資の実現に向け、事務事業の総ざらいを実施し、全ての事務事業について改善・廃止等の見直しを行うとともに、今後の行財政運営における根本的な課題を抽出した。引き続き、「すこやかなまち」づくりに向け、多様化する行政ニーズに対応した、真に必要なとされるサービスの安定的提供と将来への価値ある投資を着実に行う必要がある。

【個別計画名】改善・廃止計画（主管課：行政管理課）

26 年度の 目標	改善・廃止計画に基づき、事業の適切な進捗管理がなされている状態	
取組内容	事業評価により、事業の評価・検証を行った上で、今後の事業の方向性を定め、その結果を改善・廃止計画に反映するとともに、計画の適切な進捗管理を行う。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	事務事業の総ざらいにより、改善・廃止とした事業を適切に進捗管理するため、改善・廃止計画を作成した。
23 年度	改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態	改善・廃止計画の見直し及び適切な進捗管理
24 年度	改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態	継続
25 年度	改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態	継続
26 年度	改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態	継続

②公の施設の見直し

【具体的な取組項目 13】

公の施設の利用状況等を踏まえた再配置計画の策定と実施

【現状と課題】

合併による施設の増加や同一生活圏における類似施設の集中、老朽化や維持管理経費の増大などが公の施設の全般的な課題であり、効率的な行財政運営を推進していくためには、温浴施設や集会施設など、それぞれの施設種類ごとに現状の見直しを行い、利用状況などを踏まえ、公の施設の再配置を行うことが必要である。

現在、公の施設は 991 施設を数え、これを地元等の合意形成を図りながら、譲渡・用途変更・閉鎖等の手法により、段階的かつ継続的に再配置を進めていく必要がある。

また、公の施設の見直しに当たっては、民間譲渡による民営化など、施設種類によって特に検討すべき課題も存在する。

なお、保育園については、既に所管部局において検討を進めていることから、公の施設の再配置計画とは別に個別計画を策定する。

【個別計画名】公の施設の再配置計画（主管課：行政管理課）

26 年度の 目標	約 1,000 ある公の施設のうち、概ね 1 割の施設が再配置（統廃合等） されている状態	
取組内容	生活圏内での利用状況などを踏まえながら、設置目的がより効果的に 実現できる管理運営形態を検討し、公の施設の再配置を進める。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	統廃合施設の判断基準の検討
23 年度	計画策定	・再配置計画の策定 ・地元等との合意形成（説明会の実施など）
24 年度	再配置の実施	・地元等との合意形成（説明会の実施など） ・再配置の実施
25 年度	再配置の実施	継続
26 年度	再配置の完了	・地元等との合意形成（説明会の実施など） ・再配置の完了 ・次期再配置計画の策定

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【個別計画名】 保育園の再配置等に係る計画（主管課：保育課）

26年度の 目標	公立保育園数 49 園⇒44 園	
取組内容	<p>施設の老朽化等に対応するため、早急に保育園施設の改築を進める必要があるが、少子化に伴う児童数の減少や厳しい市の財政状況から、現状のまま改築や新築をすることは困難である。</p> <p>児童数の将来予測や保育園のあり方検討委員会の意見書で示された規模・配置等を踏まえ、保護者をはじめとする地域住民や私立保育園等の意見を伺いながら、民営化の選択も方策の一つとして公立保育園の統廃合・再編に取り組む。</p>	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	上越市保育園のあり方検討委員会を設置し、公立保育園の適正な規模や配置など今後の保育園のあり方について検討を行い、その内容を意見書としてまとめた。
23年度	公立保育園数 49 園	保育園の再配置等に係る計画を策定
24年度	公立保育園数 49 園	保育園の再編に向け、地域との協議開始
25年度	公立保育園数 46 園	4 園を統合し、新保育園 1 園を整備
26年度	公立保育園数 44 園	保育園の再編に向け、地域との協議を進め 2 園廃止

【具体的な取組項目 14】

公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却

【現状と課題】

市所有施設には、使用を休止してから相当年数が経過しているものや、市民の利用が見込まれないものが数多くあり、今後の老朽化の進行によっては、予期せぬ事故等の発生が想定される。また、毎年の予算編成では、他の事業やサービスへの予算配分が優先し、結果的に施設の除却が後送りにならざるを得ない状況が続いている一方で、当面の維持管理経費を継続的に支出している状況がある。

こうしたことから、これら施設について、計画的に除却、解体撤去を進めていく必要がある。

【個別計画名】 公の施設の除却計画（主管課：用地管財課）

26年度の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・活用されていない施設が除却され不必要な維持管理費が生じない。 ・除却後の土地が適正に利活用されている又は売却されている。 	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の状況を把握し計画的な除却を実施して行く。 ・除却後の土地の利活用及び売却についても並行して進める。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8施設の除却 ・ 除却計画策定 	各施設の状況を把握し、除却計画（優先順位）を策定
24年度	計画に基づく事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づき財政状況に応じた除却を実施 ・ 除却後の土地処分 ・ 公の施設の再配置計画等を踏まえた除却計画の見直し
25年度	計画に基づく事業実施	継続
26年度	計画に基づく事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づき財政状況に応じた除却を実施 ・ 除却後の土地処分 ・ 公の施設の再配置計画等を踏まえた除却計画の見直し ・ 進捗状況及び施設の状況を踏まえ、必要に応じ優先度等計画の見直し

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

③第三セクター等の経営改善

【具体的な取組項目 15】

市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化

【現状と課題】

単年度赤字や多額の累積欠損金の計上など、一部の第三セクターの経営状況が悪化しているが、現在の経営管理体制では常勤取締役が存在しない会社があるなど万全ではなく、個々の経営改善・取組には限界があると考えられるため、従来の枠組みにとらわれない、抜本的な経営改革が必要な状況にある。

【個別計画名】 第三セクターの見直し方針（主管課：行政管理課）

26年度の目標	第三セクターの経営基盤が強化され、持株会社に参加した子会社の経営状況が改善されている状態（単年度黒字の計上又は単年度の赤字幅の縮減）	
取組内容	市が50%以上出資する会社法法人を経営統合（持株会社化）し、事業連携による売上高の増加、共同仕入れによる売上原価の抑制、人員の流動化による人件費の抑制などを行い、経営の効率化を図る。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター経営検討委員会による検討 ・第三セクターとの意見交換 ・地域説明会
23年度	経営統合（持株会社化）の検証	市と三セクで構成するプロジェクトチームによる経営統合の効果・実現可能性の検討・検証
24年度	経営統合（持株会社化）の実施	持株会社の設立
25年度	持株会社の経営戦略に基づく経営改善の取組実施	経営統合（持株会社化）の効果検証・改善
26年度	子会社の経営状況の改善（単年度黒字の計上又は単年度の赤字幅の縮減）	継続

【具体的な取組項目 16】

土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討

【現状と課題】

土地開発公社の保有地は、市の計画的な買戻しのほか、民間への売却により削減に努めているが、近年、土地需要の冷え込み及び保有土地の位置・形状等から思うように民間への売却処分が進まないことに加え、売却に伴う差損及び長期保有による評価損の発生により累積損失が増加している。また、公社では民間からの資金調達により単年度ごとに借入・返済を行っているが、利息返済を含め高額であるなど、資金調達の環境が不安定であること、さらに、公社債務返済の最終責任が市にあり、市財政との関係性も極めて深いことから、抜本的な対応策を講ずる必要がある。

【個別計画名】土地開発公社の経営の健全化に関する計画（主管課：用地管財課、財政課）

26年度の 目標	土地開発公社の経営の健全化	
取組内容	公社の経営の健全化 ・公社経営健全化計画に基づく支援措置（平成24年度まで） 保有地の削減（市による買戻し、民間売却） 借入金利子への補助金による補填 ・抜本的な債務整理の研究及び実施（第三セクター等改革推進債の活用など）	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度	<ul style="list-style-type: none"> 公社保有地の削減 借入金利子への補填 抜本的な債務整理の研究 	<ul style="list-style-type: none"> 市の買戻しと民間への売却 借入金利子への補填 庁内検討チームの設置 三セク債導入に係る諸課題の研究 導入済み自治体からの情報収集
23年度	<ul style="list-style-type: none"> 公社保有地の削減 借入金利子への補填 抜本的な債務整理の研究及び対応策の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 市の買戻しと民間への売却 借入金利子への補填 三セク債導入に係る方針の協議及び決定 新潟県と総務省への相談・協議
24年度	<ul style="list-style-type: none"> 公社保有地の削減 借入金利子への補填 抜本的な債務整理方針に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> 市の買戻しと民間への売却 借入金利子への補填 新潟県と総務省への相談・協議 抜本的な債務整理対策の実施
25年度	抜本的な債務整理方針に基づく対応	抜本的な債務整理対策の継続
26年度	継続	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

④公営企業等の経営健全化

○ガス事業、水道事業、簡易水道事業

【具体的な取組項目 17】

未納料金の縮減

【現状と課題】

各事業ともに、中期経営計画での基準年である平成 17 年度末残高に対して、計画を上回る縮減を達成している。しかし、ここ数年、過年度分未納額の減少が鈍化してきている。

<平成 22 年度末での残高実績（単位：千円）>

	H17 末残高	H22 末計画	H22 決算値	計画－決算値
ガス	72,053	47,053	40,523	6,530
水道	70,253	54,253	39,387	14,866
簡易水道	3,100	2,200	1,118	1,082

【個別計画名】上越市ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

（主管課：ガス水道局お客様サービス課）

26 年度の 目標	平成 26 年度末未納金残高 <ガス> 39,523 千円（平成 22 年度末比 100 万円縮減） <水道> 38,987 千円（平成 22 年度末比 40 万円縮減） <簡易水道> 918 千円（平成 22 年度末比 20 万円縮減）	
取組内容	財政の健全化及び公平な負担の原則から、停止処分を継続的に実施するとともに、料金徴収業務委託により民間のノウハウも活用しながら、未納金の回収に努める。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	平成 21 年度末比縮減額 ・ガス 599 千円 ・水道 347 千円 ・簡水 158 千円	財政の健全化及び公平な負担の原則から、停止処分を継続的に実施し、未納金の回収に努めた。
23 年度	平成 22 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円	・財政の健全化及び公平な負担の原則から、停止処分の継続的な実施 ・料金徴収業務委託による民間ノウハウを活用した未納金の回収
24 年度	平成 22 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円	継続
25 年度	平成 22 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円	継続
26 年度	平成 22 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円	継続

【具体的な取組項目 18】

民間活力の導入

【現状と課題】

地方公営企業は企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることが必要であり、その観点から常に効率的な事業の推進を追求していかなければならない。

【個別計画名】 上越市ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

(主管課：ガス水道局総務課、お客様サービス課)

26年度の目標	民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。	
取組内容	民間的経営手法の活用について検討・導入を進める。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	料金徴収業務について、包括委託を実施するため、プロポーザル及び入札により受託業者を決定し、23年1月から業務の引継ぎを行った。
23年度	民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収業務委託実施 ・業務効率化の検討
24年度	民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。	継続
25年度	民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収業務委託実施 ・検討結果の反映
26年度	民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。	継続

Ⅱ 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 19】

企業債残高の縮減

【現状と課題】

各事業ともに純利益を計上しているものの、今後の建設改良費の確保を行っていく上で、自己財源比率を高め、財政の健全化を図っていく必要がある。

【個別計画名】 上越市ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

(主管課：ガス水道局総務課)

26年度の目標	<ガス> 平成22年度末比4億2,600万円縮減 <水道> 平成22年度末比4億4,400万円縮減 <簡易水道> 平成22年度末比400万円縮減	
取組内容	計画的な財政収支計画の下、企業債の借入を行う。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	平成21年度末比企業債残高縮減額 ガス8,644万円 水道3億837万円 簡水2,139万円	計画的な財政収支計画の下、企業債の借入を行い、企業債残高の縮減を行った。
23年度	企業債残高が前年度を上回らない状態	年度末企業債残高 ・ガス55億1,900万円 ・水道136億2,200万円 ・簡易水道34億4,300万円
24年度	企業債残高が前年度を上回らない状態	年度末企業債残高 ・ガス54億2,700万円 ・水道135億1,700万円 ・簡易水道34億3,500万円
25年度	企業債残高が前年度を上回らない状態	年度末企業債残高 ・ガス53億1,400万円 ・水道133億9,600万円 ・簡易水道34億3,100万円
26年度	企業債残高が前年度を上回らない状態	年度末企業債残高 ・ガス51億8,600万円 ・水道132億5,900万円 ・簡易水道34億2,700万円

【具体的な取組項目 20】

高い金利水準にある企業債の繰上償還

【現状と課題】

従来の企業債利息は高利なものが多く、収益的支出における支払利息の負担が多くなっており、これを解消することが、財政の健全化に必要である。

【個別計画名】 上越市ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

(主管課：ガス水道局総務課)

26年度の目標	水道事業及び簡易水道事業の企業債における高い金利水準が解消された状態	
取組内容	水道事業及び簡易水道事業の利率5.0%以上の企業債を平成24年度までに解消する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	繰上償還及び借換実績 ・水道3億9,390万円 ・簡水8,290万円	・利率6.3%以上の企業債の繰上償還及び借換を実施
23年度	企業債の借換を実施	・利率6.0%以上の企業債の借換を実施 ・水道1億860万円 ・簡易水道2,020万円
24年度	企業債の借換を実施	・利率5.0%以上の企業債の借換を実施 ・水道3億5,080万円 ・簡易水道7,610万円
25年度	—	—
26年度	—	—

Ⅱ 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

○病院事業

【具体的な取組項目 21】

未納料金の縮減

【現状と課題】

上越地域医療センター病院は、地域における慢性期医療の役割を担っており、患者の多くは高齢者や障害者などの低所得者であることに加え、一部負担金の引上げなどから、医業未収金が増加傾向にある。

また、全国的な医師不足や都会への医師の偏在は、地方の都市や中山間地を抱える地域で深刻な問題となっており、上越地域医療センター病院においても慢性的な医師不足が続いている。

【個別計画名】未納料金縮減計画（主管課：健康づくり推進課）

26年度の目標	収納率 99.5%	
取組内容	低所得者層の患者を多く抱えている実態からすると、医業未収金の発生はやむを得ない事情もあり、特に生活困窮者からの医療費の徴収は困難となっているが、支払相談による分割納付や悪質な滞納者に対する訪問収納、訪問督促を積極的に実施することにより収納率の向上を図る。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	収納率 99.2%	<ul style="list-style-type: none">・支払誓約書の提出及び支払相談の実施（分割納付を誓約）・電話、郵送による督促、訪問収納の実施など
23年度	収納率 99.4%	<ul style="list-style-type: none">・指定管理者との連携による徴収事務の改善強化・退院時精算の徹底・支払誓約書の提出及び支払相談の実施・訪問収納及び訪問督促の実施
24年度	収納率 99.4%	継続
25年度	収納率 99.5%	継続
26年度	収納率 99.5%	継続

【個別計画名】医師確保計画（主管課：健康づくり推進課）

26年度の 目標	常勤医師10名体制	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法に定める医師は一標準数の7割を割り込むと、入院基本料の10%が削減されるなど病院経営に多大な影響を及ぼす。 ・医師の確保は病院経営の根幹をなすことから、大学医局への要請や関係機関との情報交換、医師間のつながりを活用するなど、積極的な招聘活動を進めていく。 <p>※平成23年4月1日現在の医師配置標準数10.82人→医師数8.52人(常勤医師数7人+非常勤医師数1.52人)、充足率78.7%</p>	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	常勤医師2名確保(常勤医師8名体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学医局、自治体病院協議会等への要請 ・紹介医師との面会、折衝 ・医師確保関係の情報掲載、情報収集
23年度	現状の常勤医師7名体制を維持	<ul style="list-style-type: none"> ・大学医局への要請 ・自治体病院協議会への情報掲載 ・関係団体からの情報収集
24年度	常勤医師2名確保(常勤医師9名体制)	継続
25年度	常勤医師1名確保(常勤医師10名体制)	継続
26年度	常勤医師10名体制を維持	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

○下水道事業

【具体的な取組項目 22】

使用料の増収

【現状と課題】

供用開始区域内において未接続世帯があることから、本来見込むべき使用料が見込めない状況にある。このため、未接続世帯への接続推進を図り、使用料の増収に結び付ける。

【個別計画名】 下水道接続等推進計画（公共下水道）（主管課：生活排水対策課）

26年度の目標	平成26年度に2,150,818千円の使用料歳入を目指す。	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了区域において、長期未接続世帯の多い地域等を接続推進重点地域として選定し、接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図るほか、供用開始後3年未満の世帯に対しても速やかな接続を推進する。 ・事業中及び事業予定区域においては、関係課と連携し、市民に工事の完了予定時期等の情報を適宜提供するなど、供用開始後の速やかな接続をあらかじめ周知する。 ・生活排水が起因する悪臭等の苦情が多く発生している地域についても重点的に接続を推進する。 ・きめ細やかな相談・啓発等を積極的に行う。（高齢者向け住宅リフォーム制度の紹介、高齢者支援課との連携等） ・PR強化月間を設定し、推進活動を重点的に展開する。 ・水洗化率を上げるための方策の一つである排水設備設置資金融資制度の在り方について、接続相談の状況や平成23年度の新規融資申込者の状況等を見極め、融資対象期間の設定について検討を行う。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,012,536千円 ・水洗化率90.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始時のPR及び戸別訪問 ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,048,527千円 ・水洗化率91.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・PR強化月間の設定 ・融資制度のあり方を検討
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,083,375千円 ・水洗化率92.1% 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・PR強化月間の設定
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,117,007千円 ・水洗化率92.7% 	継続
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,150,818千円 ・水洗化率93.3% 	継続

**【具体的な取組項目 23】
施設管理委託料の節減**

【現状と課題】

終末処理場は市内 7 か所にあり、供用区域拡大に伴う流入水の増加とともに汚水処理後の汚泥量が年々増えている。この汚泥処理費の増嵩を抑えていく必要がある。

【個別計画名】下水道汚泥減量計画（公共下水道）（主管課：生活排水対策課）

26 年度の 目標	平成 26 年度における発生汚泥量は年間 7,095t が見込まれている（平成 22 年度比較 559t 増）。このため、発生汚泥量削減に向けた施設整備と効率的な処理運転により 262t の汚泥の減容を図り、汚泥処理費 5,764 千円の節減を図る。	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全処理場発生汚泥量の約 8 割を占める下水道センターでは、消化タンク増設による汚泥ガス化及び遠心脱水機の効率的活用による減容を図る。 ・区の浄化センター（6 か所）では、処理規模の違いから下水道センターと同様な対応ができないため、水処理工程での汚泥減容について、各施設規模に応じた減容方法や費用、効果などの検討を行っていく。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	<ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,026,097 m³ ・改善前汚泥量 6,536t ・改善後汚泥量 6,257t ・汚泥の減容量 279t ・汚泥処理費節減額 6,134 千円 	下水道センターでは、汚泥消化タンク投入による減容化、遠心脱水機の効率的活用による含水率の減少により汚泥発生量を抑制し汚泥処理経費を節減した。
23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,240,000 m³ ・改善前汚泥量 6,743t ・改善後汚泥量 6,494t ・汚泥の減容量 249t ・汚泥処理費節減額 5,478 千円 	下水道センターでは、汚泥全量の消化タンク投入及び本格稼働した遠心脱水機 2 号機の効率的活用により、発生汚泥量を抑制する。区の浄化センター6 か所では、各施設規模に応じた汚泥減容について費用や効果などの検討を行っていく。
24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,439,154 m³ ・改善前汚泥量 6,877t ・改善後汚泥量 6,626t ・汚泥の減容量 251t ・汚泥処理費節減額 5,522 千円 	継続 消化タンク 2 号機稼働
25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,639,122 m³ ・改善前汚泥量 6,986t ・改善後汚泥量 6,730t ・汚泥の減容量 256t ・汚泥処理費節減額 5,632 千円 	継続
26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,837,218 m³ ・改善前汚泥量 7,095t ・改善後汚泥量 6,833t ・汚泥の減容量 262t ・汚泥処理費節減額 5,764 千円 	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

○農業集落排水事業

【具体的な取組項目 24】

使用料の増収

【現状と課題】

地元の事業参加同意に基づき、平成 19 年度において市内の全ての整備が完了しているが未だに未接続世帯があることから、本来見込むべき使用料が見込めない状況にある。このため、未接続世帯への接続推進を図り、使用料の増収に結び付ける。

【個別計画名】下水道接続等推進計画（農業集落排水）（主管課：生活排水対策課）

26 年度の 目標	平成 26 年度に 570, 165 千円の使用料歳入を目指す。	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯の多い地域等を接続推進重点地域として選定し、接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図る。 ・きめ細やかな相談・啓発等を積極的に行う。（高齢者向け住宅リフォーム制度の紹介、高齢者支援課との連携） ・PR 強化月間を設定し、推進活動を重点的に展開する。 ・水洗化率を上げるための方策の一つである排水設備設置資金融資制度の在り方について、接続相談の状況や平成 23 年度の新規融資申込者の状況等を見極め、融資対象期間の設定について検討を行う。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料 560, 736 千円 ・水洗化率 90. 8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問
23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料 563, 683 千円 ・水洗化率 91. 7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・PR 強化月間の設定 ・融資制度のあり方を検討
24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料 566, 040 千円 ・水洗化率 92. 4% 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・PR 強化月間の設定
25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料 568, 102 千円 ・水洗化率 93. 1% 	継続
26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料 570, 165 千円 ・水洗化率 93. 8% 	継続

【具体的な取組項目 25】
施設管理委託料の節減

【現状と課題】

市内の農業集落排水処理施設は 48 施設あり、計画した区域すべてで整備が完了している。処理場から発生する汚泥（濃縮汚泥）は平成 22 年度 19,201 m³であり、委託事業者により引き抜き一般廃棄物として処理している。この汚泥引抜処理費の削減を図っていく必要がある。

【個別計画名】下水道汚泥減量計画（農業集落排水）（主管課：生活排水対策課）

26 年度の目標	現在 3 施設で導入している汚泥減容装置について経費削減効果が認められることから、平成 24 年度以降計画的に導入を進め、汚泥引抜処理費 7,830 千円の節減を図る。	
取組内容	現状の処理方法では、平成 26 年度の汚泥量は 19,541 m ³ が見込まれている。このため平成 21 年度から試験的に導入を行ってきた汚泥減容装置について、計画的に導入施設を拡大し、3,283 m ³ の減容を図り、汚泥引抜処理費 7,830 千円を節減する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	流入水量 3,313,199 m ³ 改善前汚泥量 19,201 m ³ 改善後汚泥量 18,051 m ³ 汚泥の減容量 1,150 m ³ 汚泥引抜処理費節減額 2,738 千円	22 年度に 3 施設で実施
23 年度	流入水量 3,331,566 m ³ 改善前汚泥量 19,306 m ³ 改善後汚泥量 18,156 m ³ 汚泥の減容量 1,150 m ³ 汚泥引抜処理費節減額 2,738 千円	3 施設で実施（計 3 施設）【三郷地区、北諏訪地区、津有北部諏訪地区】 導入効果について検証
24 年度	流入水量 3,346,260 m ³ 改善前汚泥量 19,391 m ³ 改善後汚泥量 17,435 m ³ 汚泥の減容量 1,956 m ³ 汚泥引抜処理費節減額 5,203 千円	新たに 2 施設で導入 （計 5 施設で実施） 導入効果について検証
25 年度	流入水量 3,359,117 m ³ 改善前汚泥量 19,466 m ³ 改善後汚泥量 16,840 m ³ 汚泥の減容量 2,626 m ³ 汚泥引抜処理費節減額 6,567 千円	新たに 2 施設で導入 （計 7 施設で実施） 導入効果について検証
26 年度	流入水量 3,371,974 m ³ 改善前汚泥量 19,541 m ³ 改善後汚泥量 16,258 m ³ 汚泥の減容量 3,283 m ³ 汚泥引抜処理費節減額 7,830 千円	新たに 2 施設で導入 （計 9 施設で実施） 導入効果について検証

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

⑤市が保有する資源を活用した歳入確保

【具体的な取組項目 26】

市税等の収納率の向上

【現状と課題】

国内では景気の停滞が続き、回復の兆しがなかなか見えてこない状況であるが、上越地域経済圏においても例外ではなく、求人率や個人所得の低下も進行している。このような状況の下において、納税義務者の資力の脆弱化が進み、市税、使用料の納付環境にも影響が表れ、収入未済額が年々増加する傾向にある。

これまでも電話や文書による催告、納入促進員による訪問徴収、各種資産に対して差押など法的手段を講じることで収入未済金の縮減に努めてきているが、こうした取り組みの成果が収納率としての実績数値になかなか表れてこない状況である。

今後はこれまでの取り組みを継承、強化するとともに、関係機関等との連携などにより、現年度課税分及び滞納繰越分の収納率の向上を図る必要がある。

【個別計画名】自主財源確保計画（収納率向上）（主管課：収納課）

26年度の目標	現年課税分収納率：合計 97.80% ・市税 98.49% ・国民健康保険税 92.29% ・保育料 99.07% ・住宅使用料 97.56%	滞納繰越分収納率：合計 18.42% ・市税 19.49% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68%	
取組内容	・初期滞納者や生活困窮者に対しては、きめ細かな納税相談や分割納付の対応を行うとともに、長期にわたる滞納者、高額化する滞納者に対しては、法的手段の行使により税収の確保を図る。 ・平成23年度の目標値は、過去の収納実績を参考に定め、コンビニ収納導入に伴う収納率向上や滞納整理の取組強化により、最終年度の平成26年度には現年課税分収納率 0.04 ポイント、滞納繰越分収納率 0.01 ポイント以上向上させる。		
	年度別目標		年度別取組内容
22年度 【参考】	現年課税分収納率 合計 97.79% ・市税 98.53% ・国民健康保険税 92.22% ・保育料 99.13% ・住宅使用料 98.42%	滞納繰越分収納率 合計 19.01% ・市税 20.12% ・国民健康保険税 17.20% ・保育料 20.68% ・住宅使用料 27.17%	・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使
23年度	現年課税分収納率 合計 97.76% ・市税 98.54% ・国民健康保険税 92.27% ・保育料 98.98% ・住宅使用料 97.47%	滞納繰越分収納率 合計 18.41% ・市税 19.42% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68%	・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納導入準備

1 行財政改革による行財政運営の適正化

	年度別目標		年度別取組内容
24 年度	現年課税分収納率 合計 97.73% ・市税 98.50% ・国民健康保険税 92.27% ・保育料 99.01% ・住宅使用料 97.50%	滞納繰越分収納率 合計 18.41% ・市税 19.46% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68%	<ul style="list-style-type: none"> ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納導入(軽自動車税)
25 年度	現年課税分収納率 合計 97.78% ・市税 98.49% ・国民健康保険税 92.28% ・保育料 99.04% ・住宅使用料 97.53%	滞納繰越分収納率 合計 18.42% ・市税 19.50% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68%	<ul style="list-style-type: none"> ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納実施(軽自動車税) ・コンビニ収納導入(市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税)
26 年度	現年課税分収納率 合計 97.80% ・市税 98.49% ・国民健康保険税 92.29% ・保育料 99.07% ・住宅使用料 97.56%	滞納繰越分収納率 合計 18.42% ・市税 19.49% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68%	<ul style="list-style-type: none"> ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納実施(市税、国民健康保険税)

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 27】

不用な資産の売却と貸付

【現状と課題】

市所有資産には、行政目的による使用が終了し遊休化しているものが数多くあり、今後公的な利用が見込まれないものについては、積極的に処分（売却、貸付）を進めるとともに自主財源涵養の原資のひとつとして活用していく必要があるが、これら資産の中には隣地境界などの状況が不明確なものがあり、処分の妨げとなっている。

こうしたことから、処分可能な資産の洗い出しと状況確定を計画的に進め、情報発信と処分を進め自主財源の涵養・確保を図っていく必要がある。

【個別計画名】 公有財産売却・貸付計画（主管課：用地管財課）

26年度の目標	平成23年度から26年度まで累計2,280,771千円の売却・貸付	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・売却可能資産について売却の難易による優先順位をつけ計画的な売却を進める。 ・遊休財産の情報を発信し売却・貸付を推進する。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度【参考】	358,258千円	<ul style="list-style-type: none"> ・売却可能資産の抽出 ・公募等による売り払い ・遊休資産の貸付
23年度	342,777千円	<ul style="list-style-type: none"> ・売却可能財産リストの補完 ・売却計画の策定 ・売却可能財産の公表と売却の実施
24年度	356,666千円	<ul style="list-style-type: none"> ・年次計画により売却を実施 ・公の施設の除却後の土地等を含めた売却計画の修正
25年度	320,975千円	継続
26年度	317,010千円	継続

【具体的な取組項目 28】

その他収入の確保

【現状と課題】

今後懸念される財政状況の悪化に備え、市が保有する資源を活用するなどして、市政運営を支えるための安定的な歳入確保が必要である。

また、有料広告収入については、新たな広告掲載媒体の掘り起こしなど、歳入拡大につながる取組が必要である。

【個別計画名】 自主財源確保計画（特定目的基金）（主管課：財政課）

26年度の目標	特定目的基金の適正水準の確保	
取組内容	特定目的基金を計画的に取り崩し、当該年度の歳入を確保する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	計画策定	自主財源の確保に向けた特定目的基金等取り崩しの年次計画を策定
24年度	計画計上額の取り崩し実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年次計画に基づく特定目的基金の取り崩し ・社会福祉施設整備基金運用益の活用 5,340 千円
25年度	計画計上額の取り崩し実施	社会福祉施設整備基金運用益の活用 5,340 千円
26年度	計画計上額の取り崩し実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年次計画に基づく特定目的基金の取り崩し ・社会福祉施設整備基金運用益の活用 5,340 千円

Ⅱ 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【個別計画名】 自主財源確保計画（有料広告）（主管課：行政管理課）

26年度の 目標	広告収入額 7,449 千円	
取組内容	広報じょうえつや市ホームページ、市名入り封筒など各種封筒に有料広告を掲載する。また、新たな広告掲載媒体の掘り起こしなど、歳入拡大につながる取組に努める。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	広告収入額 7,490 千円	広報じょうえつや市ホームページ、市名入り封筒など各種封筒に有料広告を掲載した。
23年度	広告収入額 7,248 千円	広報じょうえつや市ホームページ、市名入り封筒など各種封筒に有料広告を掲載する。また、新たな広告掲載媒体の掘り起こしなど、歳入拡大につながる取組に努める。
24年度	広告収入額 7,585 千円	継続
25年度	広告収入額 7,585 千円	継続
26年度	広告収入額 7,449 千円	継続

(3) 組織機構改革

**【具体的な取組項目 29】
適正な職員定員管理**

【現状と課題】

地方交付税の合併特例措置の終了に伴い、これまで以上の厳しい財政状況を迎えるに当たり、内部管理経費の抑制、特に職員数・人件費の削減は必要不可欠である。

今後、持続的・安定的な市民サービスの提供や複雑多様化する市民ニーズへの円滑な対応に向けて、事務事業や組織の見直しを進め、民間委託や再任用等を活用しつつ、真に必要な職員数を定め適正な職員数とし、人件費総額を抑制する。

【個別計画名】 定員適正化計画（主管課：人事課）

26年度の 目標	職員数 1,973 人	
取組内容	総務省が主宰する研究会が定めた定員回帰指標との比較や当市の特殊事情を踏まえた類似団体との職員数の比較を参考として、真に必要な職員数を算定し、定員適正化計画を策定する。 策定後は、定員適正化の方針に基づき不断の見直しを行い、職員の定員を適正に管理する。 （定員適正化の方針） ○事務事業の見直し ○行政組織及び業務執行体制の見直し ○施設の統廃合及び民営化の推進 ○技能労務職の削減と民間委託の推進 ○再任用、臨時・嘱託職員制度等の活用	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	<ul style="list-style-type: none"> ・事務に係る必要人員を精査するためヒアリングを実施 ・職員数 2,040 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員削減の継続 ・各課定員ヒアリング実施（2回） ・事務事業の見直し ・民営化の検討
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定 ・職員数 2,020 人 	定員適正化計画の策定
24年度	職員数 2,008 人	計画に基づき職員定数を適正に管理
25年度	職員数 2,003 人	継続
26年度	職員数 1,973 人	適正化状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直し

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 30】

木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し

【現状と課題】

平成 22 年 4 月に、部課等を統合し政策調整機能を強化するなど組織機構を見直した。今後は、職員数を削減しながらも、持続的・安定的な市民サービスの提供や複雑多様化する市民ニーズへの円滑な対応に向けて、組織機構を常に点検し、必要に応じて改善していく必要がある。

【個別計画名】定員適正化計画（主管課：人事課）

26 年度の 目標	組織機構が簡素で機能的となっている状態	
取組内容	部課等からのヒアリングや新たな行政需要などを踏まえ、組織機構を常に点検し、必要に応じて改善する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の改正を 4 月から施行 ・総合事務所の機能等を検討 ・組織の検証と見直し
23 年度	総合事務所を見直し、モデル案を作成した状態	総合事務所・木田庁舎各課の業務を見直し、モデル案を検討
24 年度	総合事務所のモデル案を一部の区で試行している状態	モデル地区での試行
25 年度	総合事務所のモデル案を一部の区で試行している状態	モデル地区での試行（試行業務を拡大）
26 年度	モデル案を検証し、その後の方針を定めた状態	モデル案の検証とモデル地区の拡大準備

(4) 人材育成

【具体的な取組項目 31】

職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有

【現状と課題】

平成 23 年 3 月に、職員行動規範（上越アクション 10）を策定し、「～『みんなの幸せ』私たちの仕事です～」をキャッチフレーズとした取組に着手した。

この規範を職員の模範的行動とする基本認識を全職員が共有するとともに、実際の行動を動機付けする地道な取組を、中長期的に継続していく必要がある。

【個別計画名】上越市人材育成方針（主管課：人事課）

26 年度の 目標	職員が職員行動規範に即した行動をとっている状態	
取組内容	職員行動規範（上越アクション 10）を市職員の模範的行動とする基本認識を徹底しつつ、実践を促す。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員意見の募集や職員検討委員会での検討を通じた職員行動規範の策定 職員行動規範を浸透させるための具体的な方策を検討・決定
23 年度	職員行動規範の内容を職員が理解し、実践を意識している状態	<ul style="list-style-type: none"> 職員行動規範の周知 「マイカード・自分アクション」の実践
24 年度	職員行動規範の実践を意識した行動が高まった状態	<ul style="list-style-type: none"> 職員行動規範の周知 「マイカード・自分アクション」の更新・実践
25 年度	職員行動規範の実践を意識した行動が高まった状態	継続
26 年度	職員行動規範の実践を意識した行動が高まった状態	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 32】

育成と任用が連動する人事行政の推進

【現状と課題】

自己申告制度の実効性を高めるために、上司との育成面談を合わせて実施するなど、申告方式・運用方法に改善を加えた。また、平成 23 年 4 月 1 日付け人事異動の方針をあらかじめ公表し、長期在籍者の解消や自己申告内容を踏まえた適材適所の人員配置を行う旨を事前周知した上で、職員のやる気や目的志向を尊重した人員配置を実施した。

今後は、ジョブ・ローテーションや昇任・昇格に関する基本原則の明示など、職員がより具体的な将来展望を描くことができる環境を整えることにより、仕事への動機付けや自己実現意欲を喚起しつつ、やりがいを感じる職務への配属・従事を通じて、職員が自律的に成長を果たす相乗効果を、一層追求していく必要がある。

【個別計画名】上越市人材育成方針（主管課：人事課）

26 年度の 目標	意欲のある職員に能力発現の機会が付与され、任用・配置の際に見込んだとおりの役割を果たしている状態	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・適材適所の人員配置により、職員個々の有する能力の発現と更なる伸長を助長する。 ・人事異動の基本原則をはじめ、任用・配置の基本的考え方を職員に明示することにより、職員個々のキャリアデザインに実現可能性を付与し、もって、モチベーションの高揚と職員の自律的な成長を促す。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の実効性を高めるための申告方式・運用方法の改善 ・職員のやる気や目的志向を尊重した人員配置を実施するための人事異動の方針の公表
23 年度	職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動の基本原則の策定 ・任用基準の明確化と昇任・昇格モデルの明示 ・自己申告制度の改善・運用
24 年度	職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動の基本原則の運用 ・任用基準に基づいた任用の実施 ・自己申告制度の改善・運用
25 年度	職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態	継続
26 年度	職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態	継続

【具体的な取組項目 33】

労務環境の整備

【現状と課題】

職員が心身ともに健康であることは業務遂行の基本であるが、近年の傾向としては、メンタルヘルス不調者が増加しており、長期化して休職に移行する職員も存在する。このような状況に至る要因としては、職場や家庭環境の現状、将来に対する不安、生活習慣及び体質などが複合的に絡んでおり、個々のケースに即した対応が必要となっている。

これらのことから、これまで、労働安全衛生法などに基づき市が実施してきた事業を整理するとともに、平成 23 年度から専任の衛生管理者を人事課に配置したところである。

【個別計画名】上越市人材育成方針（主管課：人事課）

26 年度の 目標	心身ともに健康な職員が相互に連携し、チームワークを高めつつ、必要な公務を遂行している状態	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の心身の故障を可能な限り未然に防ぐため、健康診断結果に基づく健康指導の徹底や職員面談・所属長ヒアリングなどを通して、メンタルヘルス不調者の早期発見と対応を強化する。 ・管理職等のマネジメント能力を高めつつ、時間外勤務はあくまでも例外であることを前提とした運用の適正化を推進することで、職員が心身ともに健康でいきいきと業務を遂行でき、かつ、ワーク・ライフ・バランスにも十分配慮した労務環境を整える。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の適正管理を含む管理職のマネジメント能力の強化 ・職員と所属長が話し合う育成面談の実施 ・職員の健康管理の徹底 ・メンタルヘルス研修の実施
23 年度	職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の適正管理を含む管理職のマネジメント能力の強化 ・職員と所属等が話し合う育成面談の実施 ・職員の健康管理の徹底 ・メンタルヘルス研修の実施
24 年度	職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態	継続
25 年度	職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態	継続
26 年度	職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態	継続

II 具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 34】

基礎的な資質・能力の底上げ

【現状と課題】

平成 22 年度に基礎・階層別の研修カリキュラムを見直し、下半期の研修から導入した。また、新規採用職員の育成指導担当者の指名や育成指導の心得等のツールを整備するなど、若手職員の育成支援体制を強化した。

一方、団塊の世代が退職期を迎える中、管理職及びその予備群となる職階層へのマネジメントスキル・ヒューマンスキル（見直し後の研修カリキュラムで位置付け済み）の付与・向上が急務となっている。

【個別計画名】上越市人材育成方針（主管課：人事課）

26 年度の 目標	研修で得た基礎知識・技能が、業務上での活用の繰り返しにより定着し、組織全体のパフォーマンスが向上した状態	
取組内容	職階別研修などを通じて、組織的に職員の育成・能力開発を推進するとともに、職場での業務の実践を通じた確認・徹底を繰り返す中で、基礎的な資質・能力の定着と組織全体の底上げを図る。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・階層別の研修カリキュラムを見直し、下半期の研修から導入 育成指導の心得等のツールを整備するなど、若手職員の育成支援体制の強化
23 年度	職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・階層別研修の実施 新規採用職員・若手職員の育成指導体制の強化
24 年度	職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	<ul style="list-style-type: none"> 基礎・階層別研修の実施 新規採用職員・若手職員の育成
25 年度	職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	継続
26 年度	職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	継続

【具体的な取組項目 35】

専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成

【現状と課題】

平成 22 年度に自己啓発のための支援制度を見直し、支援対象を広げるなど、より使いやすい制度へと見直しを加え、平成 23 年度から運用を開始した。また、自己申告等から職員の特性や専門志向を捉えた上で、更なる能力の発揮と伸長が見込める職場への異動や長期派遣研修など、能力伸長のための機会を付与した。

行政課題が高度化し、それぞれの行政分野に高い専門性を有する職員を配置する必要が生じていることから、職場における専門性の伝播や後継者の養成など、一層の工夫を講ずる必要がある。

【個別計画名】上越市人材育成方針（主管課：人事課）

26 年度の 目標	自己啓発や専門知識習得に向けた取組意識が高まり、習得した知識・技能をそれぞれの強みとして、業務遂行に生かしている状態	
取組内容	自身の専門性を伸ばそうとする意欲のある職員に、能力の発現と伸長のための機会を付与するとともに、専門性の向上に資する多様な学習等の活動を支援する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22 年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> 自己啓発のための支援制度の見直し 職員の意欲、特性、専門志向等を踏まえた異動や長期派遣研修等の能力伸長のための機会の付与
23 年度	職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態	<ul style="list-style-type: none"> 専門実務研修・長期派遣研修の実施 自己啓発・グループ学習活動の推奨 市民活動への参加推奨
24 年度	職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態	継続
25 年度	職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態	継続
26 年度	職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態	継続

2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

(1) 近隣社会における共生

【具体的な取組項目 36】

地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施

【現状と課題】

- ・「すこやかなまち」づくり、市民主体のまちづくりを進めていくための手立ての一つとして、地域の課題解決や活力向上に向けた市民の自発的・主体的な取組を支援するもの。
- ・市民が地域活動資金の使い道を考えることを通じて、地域づくりを考え、自らの発意を行動に移していく、市民主体のまちづくりが進められる契機とする必要がある。
- ・各地域協議会が定めた採択方針を基に、配分額の範囲内において事業の採択や補助金額等の審査を行うことにより、地域の思いを地域で体现することのできる事業とする必要がある。

【個別計画名】地域活動支援事業計画（主管課：自治・地域振興課）

26年度の目標	身近な地域における課題の解決を図り、またはそれぞれの地域の活力向上のための提案事業の件数を増やすとともに適切な支援により地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。	
取組内容	地域活動資金を28の地域自治区に配分し、身近な地域における課題の解決を図り、またはそれぞれの地域の活力向上のため、市民の発意により実施する事業について支援を行い、地域自治区を活性化するための手立ての一つとして取り組む。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	【提案・採択事業】 ・提案件数 446 件 ・採択件数 284 件（内訳）助成事業 262 件、市の執行事業 22 件	市民の発意により実施する事業について支援を実施
23年度	地域の課題解決、地域の活力向上に資する提案を増やすとともに地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。	市民の発意により実施する事業について支援を実施
24年度	地域の課題解決、地域の活力向上に資する提案を増やすとともに地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。	継続
25年度	地域の課題解決、地域の活力向上に資する提案を増やすとともに地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。	・市民の発意により実施する事業について支援を実施 ・地域の課題解決や地域の活力向上に取り組める仕組みや、地域社会を支える「新しい公共」につながる仕組みづくりを再検討
26年度	25年度の検討結果を反映する。	25年度の検討結果を反映

(2) 多様な市民活動

【具体的な取組項目 37】

市民がボランティア等に参加しやすい環境整備

【現状と課題】

市民が地域の課題や公共の課題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて主体的に行動する地域社会を築くためには、市民一人一人が課題に取り組む達成感や共助の精神の重要性を認識してもらうことが大切である。

このような意識を喚起するためのきっかけとして市民にボランティア活動への参加を促していくことは意識啓発のための有効な手段の一つとして考えられる。

このため、種々のボランティア情報の提供はもとより、単にボランティアに参加するだけでなく、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義を理解してもらうことや、次代を担う子ども達への啓発を行っていく必要がある。

【個別計画名】 ボランティア活動等促進計画（主管課：共生まちづくり課）

26年度の目標	ボランティアに関する情報を随時提供することができ、かつ、ボランティア活動に参加しやすいような多様な参加パターンのボランティアメニューが増え、市民がボランティア活動に参加しやすい状態にする。	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページ等を活用し、多様で参加しやすいボランティアメニューを紹介するとともに、ボランティア本来の意義やボランティア活動に参加した感想など、関連情報を発信することで、ボランティア活動への市民参加を促進する。 ・ 小中学校でボランティアに関する学習の機会を設けるなど、児童生徒に向けた普及啓発活動を行う。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(112件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターの運営
23年度	ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(150件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターの運営 ・ ボランティアメニューの調査、開発 ・ ボランティア情報に関するホームページの制作、運用 ・ 生徒、児童に対する情報の充実
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(160件) ・ ボランティア活動について学んだ小中学校数(5校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターの運営 ・ ホームページ等によるボランティア関連情報の迅速な発信 ・ 広報紙、チラシ及びホームページによるボランティアの意義の普及啓発 ・ 生徒、児童に対する情報の充実
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(170件) ・ ボランティア活動について学んだ小中学校数(7校) 	継続
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(180件) ・ ボランティア活動について学んだ小中学校数(10校) 	継続

II 具体的な取組項目

2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

【具体的な取組項目 38】

NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援

【現状と課題】

市民活動団体等は、「新しい公共」の担い手として地域の様々な公益的活動に関わっていくことや、その活動を通じて地域活動に積極的に関わる意欲のある人を育てるための受け皿となることが期待されている。

しかし、多くの市民活動団体等では、活動実態をPRする機会や手段に乏しく、市民の理解や支援が得難いことから、人材や財源の安定的な確保がしにくいという課題を抱えている。

【個別計画名】 ボランティア活動等促進計画（主管課：共生まちづくり課）

26年度の目標	市民活動団体が市民から理解され、活動が安定している状態	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体等への市民の理解が深まるとともに、支援を通じて安定的に活動するための体力を備えるよう、団体等の情報を広く発信できる仕組みを構築する。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	<ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティア活動団体実態調査の実施 市民活動の場の提供
23年度	市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体をPRするホームページの制作・運用 市民活動団体の紹介・体験ツアーの実施 市民活動の場の提供
24年度	市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等による市民活動団体情報の発信 市民向けの市民活動団体の現場体験の実施 市民活動の場の提供
25年度	市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態	継続
26年度	市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態	継続

(3) 市民と行政の協働

【具体的な取組項目 39】

協働を提案しやすい仕組みの構築

【現状と課題】

社会経済情勢の変化等によって市民のニーズが複雑・多様化しており、市民と行政の双方とも自分たちだけでは解決することが困難な地域の課題や公共の課題が多くなってきている。

このため、行政と連携してこれら課題の解決に対処しようとしている意欲的な団体等との相談や協議をするための体制を整えることで、市民と行政の協働事業を推進させていく必要がある。

【個別計画名】協働促進計画（主管課：共生まちづくり課）

26年度の目標	地域の課題や公共の課題に対し、市民と行政が協働して、その解決に向けて取り組んでいる状態	
取組内容	地域の課題や公共の課題に対し、市民が行政と協働して取り組む際に相談できる窓口を明確にするとともに、市民と行政が協働して公益事業を実施することで、その効果を高め継続的な地域活動を実現する。	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	協働提案制度の構築	他の自治体での取組状況を調査するなど、協働提案制度の検討・構築
24年度	提案件数 3 件	<ul style="list-style-type: none"> 提案制度の運用開始 提案制度の運用開始にあわせた「協働」の意義の周知
25年度	提案件数 4 件	<ul style="list-style-type: none"> 提案制度の検証・改善 「新しい公共」事業に関して参考となる事例の周知
26年度	提案件数 5 件	継続

II 具体的な取組項目

2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

【具体的な取組項目 40】

協働の場づくりのためのモデル事業の実施

【現状と課題】

社会経済情勢の変化等によって市民のニーズが複雑・多様化しており、地域の課題や公共の課題に対し、市民自らが自発的かつ主体的に判断し、解決に向けて行動する地域社会の創造が求められている。

このため、市民と行政との協働による取組事例を広く周知し、理解を深めることで、課題の解決に向けて主体的に行動する市民の意欲を喚起するとともに、市民相互の多様な関係性を育み、助け合いの地域社会を構築する必要がある。

【個別計画名】協働促進計画（主管課：共生まちづくり課）

26年度の目標	上越市における協働のモデル的な事業が実施され、市民や職員にとって、地域の課題や公共の課題の解決に向けた市民と行政の協働による取り組みが参考にされている状態	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共の場づくりのための支援事業（国の補助事業）」の実施。 ・新しい公共の場づくりのための支援事業や地域活動支援事業における成果等を踏まえ、新しい公共に資する上越市の協働の姿となるようなモデル事業を実施し、市民に広く周知する。 	
	年度別目標	年度別取組内容
22年度 【参考】	—	—
23年度	協働事例の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共の場づくりのための支援事業（国補助事業）」の実施
24年度	協働モデル事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共の場づくりのための支援事業（国補助事業）」の実施 ・「新しい公共の場づくりのための支援事業」や、「地域活動支援事業」の取組内容を検証し、上越市における協働の姿(モデル)を検討する。
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協働モデル事業の実施 ・協働事例集の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市における協働モデル事業の募集、実施 ・「新しい公共」事業に関して参考となる事例の周知
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・協働モデル事業の実施 ・協働事例集の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働モデル事業の成果を協働提案制度等にフィードバック ・「新しい公共」事業に関して参考となる事例の周知

財政計画を策定する目的

予算編成は、年度独立の原則を前提としているが、単に当該年度の収支バランスだけに偏ることなく、自主財源や義務的経費・経常的経費の動向を中・長期の期間で見通すことによって、政策的経費を中心とした事業計画の実現性の検証も可能となり、実効性が高まる。さらに、公債費など将来負担となる経費を予測することで、財政健全化に向けた取組の方向性も明らかとなることから、財政計画を策定し、その目安とするものである。

策定期間及び対象会計

策定期間：平成 23 年度から平成 32 年度まで

（普通交付税算定額が一本算定となるまでの 10 年間）

対象会計：一般会計

（公営企業会計を除く特別会計は、一般会計からの繰入金を含めて収支の均衡を図っている）

財政計画策定目標

(1) 基本的な考え方

平成 22 年度に平成 26 年度までの中期財政見通しを策定した結果、平成 23 年度から 26 年度までの 4 年間で、総額 269 億円を超える財源不足が生じる見込みとなっている。また、合併後 10 年が経過し、普通交付税が段階的に縮小となる平成 27 年度以降の深刻な財源不足が明らかとなっている。

これらの状況を踏まえた中で、行政改革推進計画や個別計画、及び整備計画の推進により今後の歳入歳出予算規模を定め、将来不足が見込まれる財源の確保と、将来にわたって安定した行財政運営を行う基盤を作るために、「上越市財政計画」（平成 23 年度から平成 32 年度）を策定する。

(2) 歳入確保対策

財政基盤の充実強化に向けた自主財源の涵養・確保

(3) 歳出削減対策

成果重視のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、アウトソーシングの推進

積算方法の基本的な考え方

現時点で想定される後年度事業費及び財源について、各課が積算した結果を集計した上で、第 4 次行政改革推進計画や個別計画、整備計画の実施によりもたらされる歳入確保、歳出削減額を反映させるとともに、現時点での社会経済情勢なども考慮しながら積算した。

年次別収支計画（平成23年度～平成26年度：平成22年度決算は参考）

		平成22年度 決算額	平成23年度 当初予算	平成24年度 計画値	平成25年度 計画値	平成26年度 計画値	H23～26年度 計画値
歳 入	1. 市税	26,777	26,540	27,230	29,258	30,424	113,452
	2. 地方譲与税	1,147	1,102	1,117	1,117	1,117	4,453
	3. 利子割交付金	98	65	71	71	71	276
	4. 配当割交付金	35	26	50	50	50	177
	5. 株式等譲渡所得割交付金	12	12	16	16	16	59
	6. 地方消費税交付金	2,007	2,071	2,071	2,071	2,071	8,285
	7. ゴルフ場利用税交付金	31	31	29	29	29	118
	8. 自動車取得税交付金	266	247	233	233	233	946
	9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	24	23	22	21	21	87
	10. 地方特例交付金	353	374	271	271	271	1,186
	11. 地方交付税	27,898	27,530	27,219	26,198	25,357	106,304
	(1) 普通交付税	24,692	25,200	24,489	23,374	22,846	95,910
	(2) 特別交付税	3,206	2,330	2,730	2,824	2,511	10,394
	12. 交通安全対策特別交付金	40	38	39	39	39	155
	13. 分担金及び負担金	2,536	2,205	1,934	1,578	1,581	7,298
	14. 使用料及び手数料	1,864	1,935	1,890	1,812	1,800	7,437
	15. 国庫支出金	11,535	11,458	10,812	9,981	10,583	42,835
	16. 県支出金	6,637	5,959	5,467	4,888	4,480	20,794
	17. 財産収入	485	469	488	925	908	2,790
	18. 寄附金						24
	19. 雑収入						2,393
	20. 雑収入						2,011
21. 諸収入						62,627	
22. 市債						55,681	
						6,946	
						59,231	
						4,625	
						14,462	
	(3) 退職手当債	0	0	0	0	0	0
	(4) 公社三セク債	0	0	17,000	0	0	17,000
	(5) その他	4,371	5,454	5,744	6,172	5,775	23,144
	合 計(A)	113,756	111,066	124,575	103,325	103,971	442,938
歳 出	1. 人件費	16,152	15,980	15,465	16,237	15,642	63,324
	2. 物件費	13,878	15,168	13,977	14,020	13,922	57,086
	3. 維持補修費	3,746	2,549	2,428	2,408	2,432	9,816
	4. 扶助費	12,344	13,620	13,325	13,692	13,883	54,520
	5. 補助費等	7,469	7,070	24,325	7,356	7,004	45,755
	6. 公債費	12,836	14,829	13,953	13,862	14,385	57,030
	(1) 定時償還元金	10,710	10,966	10,965	11,705	11,285	44,922
	(2) 借換に伴う繰上償還元金	387	2,063	1,270	222	1,070	4,625
	(3) 市債利子	1,680	1,727	1,644	1,862	1,957	7,189
	(4) 一時借入金利子	58	73	74	74	74	294
	7. 積立金	3,249	542	538	28	27	1,135
	8. 投資及び出資金	433	498	304	246	1,596	2,644
	9. 貸付金	14,998	14,236	14,671	13,518	13,256	55,681
10. 繰出金	11,390	12,721	12,618	11,793	12,128	49,260	
11. 建設事業費	14,079	13,754	13,504	11,035	11,599	49,893	
(1) 普通建設事業費	13,985	13,754	13,504	11,035	11,599	49,893	
(2) 災害復旧費	94	0	0	0	0	0	
12. 予備費	0	100	100	100	100	400	
	合 計(B)	110,574	111,066	125,207	104,294	105,976	446,543
	差引額((A)-(B))(C)	3,182	0	△632	△968	△2,005	△3,605

注：金額はイメージを示すためのものであり、一部を除いて架空の数字です

財政調整基金年度末残高						
繰入額						
積立額						
市債年度末残高						
うち通常分						
うち特例分						
実質公債費比率						

次別収支計画（平成27年度～平成32年度）

(単位:百万円、%)

		平成27年度 計画値	平成28年度 計画値	平成29年度 計画値	平成30年度 計画値	平成31年度 計画値	平成32年度 計画値	H27～32年度 計画値	H23～32年度 計画値
歳 入	1. 市税	29,634	29,539	29,564	29,153	29,191	29,261	176,341	289,793
	2. 地方譲与税	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	6,702	11,155
	3. 利子割交付金	71	71	71	71	71	71	423	699
	4. 配当割交付金	50	50	50	50	50	50	301	477
	5. 株式等譲渡所得割交付金	16	16	16	16	16	16	94	153
	6. 地方消費税交付金	2,071	2,071	2,071	2,071	2,071	2,071	12,428	20,713
	7. ゴルフ場利用税交付金	29	29	29	29	29	29	174	292
	8. 自動車取得税交付金	233	233	233	233	233	233	1,399	2,345
	9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	20	19	19	18	18	17	112	198
	10. 地方特例交付金	271	271	271	271	271	271	1,624	2,810
	11. 地方交付税	24,836	21,951	20,664	19,658	18,172	17,825	123,106	229,409
	(1) 普通交付税	22,637	19,757	18,476	17,477	15,997	15,657	110,001	205,911
	(2) 特別交付税	2,199	2,194	2,188	2,181	2,175	2,168	13,104	23,498
	12. 交通安全対策特別交付金	39	39	39	39	39	39	233	388
	13. 分担金及び負担金	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583	9,500	16,798
	14. 使用料及び手数料	1,790	1,789	1,790	1,789	1,789	1,787	10,733	18,170
	15. 国庫支出金	11,062	9,494	9,083	8,895	9,045	8,990	56,568	99,403
	16. 県支出金	5,043	5,103	5,023	4,990	5,168	5,154	30,480	51,275
	17. 財産収入	868	850	823	795	756	740	4,832	7,622
	18. 寄附金	-	-	-	-	-	-	-	31
	19. 繰入金	-	-	-	-	-	-	-	2,715
	20. 繰越金	-	-	-	-	-	-	-	2,011
21. 諸収入	-	-	-	-	-	-	-	152,427	
(1) 貸付	-	-	-	-	-	-	-	135,179	
(2) その他	-	-	-	-	-	-	-	17,248	
22. 市債	-	-	-	-	-	-	-	109,494	
(1) 借入	-	-	-	-	-	-	-	13,708	
(2) 臨時	-	-	-	-	-	-	-	30,953	
(3) 退職	-	-	-	-	-	-	-	0	
(4) 公社三セク債	0	0	0	0	0	0	0	17,000	
(5) その他	7,712	4,201	3,225	3,195	3,182	3,175	24,689	47,833	
合 計(A)	105,712	98,213	95,511	93,243	91,553	91,210	575,442	1,018,380	
歳 出	1. 人件費	15,959	15,907	15,302	15,532	14,693	14,403	91,796	155,119
	2. 物件費	13,831	14,027	13,944	13,796	13,950	13,989	83,538	140,624
	3. 維持補修費	2,532	2,566	2,633	2,679	2,694	2,822	15,926	25,742
	4. 扶助費	14,080	14,180	14,284	14,475	14,582	14,690	86,291	140,811
	5. 補助費等	6,923	6,950	6,905	6,806	6,804	6,832	41,219	86,975
	6. 公債費	14,423	15,020	15,149	14,381	13,736	13,485	86,193	143,223
	(1) 定時償還元金	10,977	10,956	10,988	10,779	10,645	10,386	64,731	109,653
	(2) 借換に伴う繰上償還元金	1,393	1,957	2,054	1,525	1,052	1,102	9,083	13,708
	(3) 市債利子	1,979	2,033	2,033	2,003	1,965	1,924	11,938	19,127
	(4) 一時借入金利子	74	74	74	74	74	74	441	735
	7. 積立金	27	27	27	27	27	27	164	1,299
	8. 投資及び出資金	68	44	31	22	21	19	206	2,850
	9. 貸付金	13,251	13,250	13,249	13,249	13,249	13,249	79,498	135,179
10. 繰出金	11,370	10,770	11,545	11,642	11,655	12,562	69,544	118,804	
11. 建設事業費	14,739	9,720	8,078	8,766	8,016	8,016	57,336	107,229	
(1) 普通建設事業費	14,739	9,720	8,078	8,766	8,016	8,016	57,336	107,229	
(2) 災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	
12. 予備費	100	100	100	100	100	100	600	1,000	
合 計(B)	107,302	102,562	101,247	101,477	99,528	100,196	612,312	1,058,855	
差引額((A)-(B))(C)		△1,590	△4,348	△5,737	△8,234	△7,975	△8,986	△36,870	△40,475

注：金額はイメージを示すためのものであり、一部を除いて架空の数字です

財政調整基金年度末残高								
繰入額								
積立額								
市債年度末残高								
うち通常分								
うち特例分								
実質公債費比率								

第4次上越市行政改革推進計画
(平成23年〇月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市総務管理部行政管理課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>

第4次行政改革推進計画における個別計画の構成内容

資料 3

※策定状況の区分
 ◎…推進計画のシート以外に個別計画があり、策定済み
 ●…推進計画のシート以外に個別計画があるが、現在策定中
 ○…推進計画のシートが個別計画となっているもの
 ▲…推進計画のシート以外の個別計画があり、10月末に議会へ説明後公表されるもの

第4次行政改革での重点取組		個別計画	主管課	策定状況
大項目	中項目			
	小項目			
	具体的な取組項目			
1 行財政改革による行財政運営の適正化				
(1) マネジメントシステムの強化				
	1 戦略的な視点を持った施策・事業の重点化	政策協議	企画課、政策調整課、財政課	○
	2 事業の成果等の評価による事業展開の方向付け	事業評価	行政管理課、財政課	○
(2) 健全財政の推進				
① 効率的で効果的な財政運営				
	3 事業の終期の明確化	事業評価	行政管理課	○
	4 各種事業計画の策定	各種整備計画	行政管理課、計画策定した課	▲
	5 重複・類似事業の見直し	事業評価	行政管理課	○
	6 財政調整基金の活用と確保	財政調整基金活用計画	財政課	○
	7 受益者負担の適正化	手数料改定計画 使用料改定計画	財政課 行政管理課	○ ○
	8 市債元利償還金の繰上償還、借換	公債費等縮減計画	財政課	○
	9 通常分の市債発行の抑制			
	10 各種特別会計の必要性の検証と見直し	事業評価	行政管理課	○
	11 委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進	学校給食調理業務の民間委託計画	教育総務課	○
	12 事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理	改善・廃止計画	行政管理課	○
② 公の施設の見直し				
	13 公の施設の利用状況等を踏まえた再配置計画の策定と実施	公の施設の再配置計画 保育園の再配置等に係る計画	行政管理課 保育課	▲ ●
	14 公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却	公の施設の除却計画	用地管財課	▲
③ 第三セクター等の経営改善				
	15 市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化	第三セクターの見直し方針	行政管理課	●
	16 土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討	土地開発公社の経営の健全化に関する計画	用地管財課、財政課	◎
④ 公営企業等の経営健全化				
○ ガス事業、水道事業、簡易水道事業				
	17 未納料金の縮減		ガス水道局お客様サービス課	◎
	18 民間活力の導入	上越市ガス事業・水道事業・簡易水道 事業中期経営計画	ガス水道局総務課・お客様サービス課	
	19 企業債残高の縮減		ガス水道局総務課	
	20 高い金利水準にある企業債の繰上償還		ガス水道局総務課	
○ 病院事業				
	21 未納料金の縮減	未納料金縮減計画 医師確保計画	健康づくり推進課	◎ ◎
○ 下水道事業				
	22 使用料の増収	下水道接続等推進計画（公共下水道）		◎
	23 施設管理委託料の節減	下水道汚泥減量計画（公共下水道）	生活排水対策課	◎
○ 農業集落排水事業				
	24 使用料の増収	下水道接続等推進計画（農業集落排水）		◎
	25 施設管理委託料の節減	下水道汚泥減量計画（農業集落排水）	生活排水対策課	◎
⑤ 市が保有する資源を活用した歳入確保				
	26 市税等の収納率の向上	自主財源確保計画（収納率向上）	収納課	◎
	27 不用な資産の売却と貸付	公有財産売却・貸付計画	用地管財課	○
	28 その他収入の確保	自主財源確保計画（特定目的基金） 自主財源確保計画（有料広告）	財政課 行政管理課	○ ○
(3) 組織機構改革				
	29 適正な職員定員管理			
	30 木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し	定員適正化計画	人事課	●
(4) 人材育成				
	31 職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有			
	32 育成と任用が連動する人事行政の推進			
	33 労務環境の整備	上越市人材育成方針	人事課	◎
	34 基礎的な資質・能力の底上げ			
	35 専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成			
2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造				
(1) 近隣社会における共生				
	36 地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施	地域活動支援事業計画	自治・地域振興課	○
(2) 多様な市民活動				
	37 市民がボランティア等に参加しやすい環境整備	ボランティア活動等促進計画	共生まちづくり課	○
	38 NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援			
(3) 市民と行政の協働				
	39 協働を提案しやすい仕組みの構築			
	40 協働の場づくりのためのモデル事業の実施	協働促進計画	共生まちづくり課	○
合 計				34

第 4 次行政改革推進計画にかかる 「個別計画」

平成 23 年 10 月 1 日 現在

上越市土地開発公社の経営の健全化に関する計画

上 越 市

第 1 経営健全化の期間

平成 20 年度から平成 24 年度まで（5 年間）

第 2 経営健全化の基本方針

上越市土地開発公社（以下「公社」という。）は、上越市（以下「市」という。）からの依頼により、まちづくりに必要な用地取得及び企業団地造成などを進め、計画的な都市整備の一翼を担ってきました。

しかし、バブル経済崩壊以降の経済環境の悪化等により市の財政状況が大きく変化したことなどから、再取得計画は当初予定から大幅に遅れ、公社は膨大な保有地を長期的に抱える結果となりました。

そこで、公社が独自に策定した中期経営計画並びに市が策定した第 3 次行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づいて計画的な公社保有地の削減を進めるとともに、保有地の民間売却促進を図るため、宅地取引の専門家などによる「上越市保有地等販売促進チーム」を設置し、保有地の早期売却に取り組んできました。

しかし、土地の売却損や、金利負担の増加などにより、平成 16 年度から 18 年度まで 3 期連続して経常損失が発生し、また、平成 18 年度は新経理基準を採用したことによる強制評価減により、20 億 3,139 万円もの損失を計上し、8 億 432 万円の累積損失となりました。さらに、地価の著しい下落による実質的な資産価値の減少も影響し、公社を取り巻く経営状況は年々厳しさを増しています。

さらに、公社の借入金について、市が全額債務保証を行っていることから、市の財政運営の悪化を招くことも懸念されます。

このような状況を受け、市と公社ではこれまで経営健全化に向けた諸対策を講じてきましたが、極めて厳しい財政事情から、現状では市独自による健全化を十分に達成することが困難な状況にあります。

以上のことから、総務省の「土地開発公社経営健全化対策」に基づく支援措置を活用することにより、公社の保有地削減と抜本的な経営健全化に取り組みます。

経営健全化に向けた目標

(1) 保有土地の簿価総額の縮減

平成 24 年度までに基準年度末に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を当該年度の市の標準財政規模で除した数値から 0.25 以下とします。

現行(平成 18 年度末)	⇒	平成 24 年度末	(0.25 の縮減)
0.44		0.19	

(2) 5 年以上保有土地の簿価総額の縮減

平成 24 年度までに基準年度末に保有する債務保証等対象土地であって、保有期間が 5 年以上である土地の簿価総額を当該年度の市の標準財政規模で除した数値から 0.1 以上低下させます。

現行(平成 18 年度末)	⇒	平成 24 年度末	(0.24 の縮減)
0.43		0.19	

(3) 民間売却の推進

市の事業計画の中止や変更により利用計画が無くなっている「塩漬け土地」を市の第 3 次行政改革推進計画に沿って、平成 22 年度まで年間約 15 億円の民間売却を行うことにより、土地保有高の削減を進めます。

平成 23 年度以降も、市が事業化しない土地を積極的に民間売却するなど、市との協議により土地保有高の削減を目指します。

第3 公社経営健全化計画実施のための体制

公社の経営改善は市の財政健全化にとっても必要不可欠であることから、市では本計画を着実に実行するとともに、公社に関する事務を所管している用地管財課と財政健全化担当である財政課により計画の進捗状況を確認しながら、必要がある場合には計画の見直しを行います。

また、公社と市及び民間の不動産関係者等をメンバーとした「上越市保有地等販売促進チーム」の活動を強化し、公社保有地の民間売却へのノウハウと情報の提供を受けながら、市が再取得を行わない土地を早期に民間に売却することとします。

「上越市保有地等販売促進チーム」について

目的	土地開発公社保有地の販売促進を図るため、地元関係団体などの協力を得て、官民一体となった販売促進を実施し、公社保有地の削減を図る。
チームの構成	上越市土地開発公社、上越市、(社)新潟県宅地建物取引業協会上越支部、上越市建設業協会、JAえちご上越農業協同組合、長野担当班 * 情報収集提供者 上越商工会議所、八十二銀行、長野経済研究所
チームの設置	平成18年4月1日 (平成19年4月1日からJAえちご上越農業協同組合、上越商工会議所が参画)
チームの業務	1. 情報収集・情報交換 2. 定期的に販売促進会議を開催 3. 企業訪問・販売交渉
活動状況	* H18 情報提供 145 件 * 成約 4 件～①売却額 113,410 千円 ②定期借地 13,656 千円/年 * H19 情報提供 90 件 * 成約 4 件～①売却額 417,898 千円 ②定期借地 0 千円/年

第4 各年度の用地取得・処分・保有計画

※ 市では上越市第5次総合計画に基づき、平成20年度から平成24年度まで毎年約10億円の再取得を行います。

※ 公社では市が策定した第3次行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づき、年間約15億円の保有地の計画的な民間売却を行います。

(単位：百万円)

区分	平成20年度 (初年度)	平成21年度 (第2年度)	平成22年度 (第3年度)	平成23年度 (第4年度)	平成24年度 (第5年度)
公有地先行取得事業に係る計画					
年度初保有額	16,919	15,515	14,303	13,037	10,966
取得計画額	0	0	0	0	0
処分計画額					
設立・出資団体による取得	978	977	976	977	977
うち土地開発基金による取得額	0	0	0	0	0
うち地方債による供用済土地の取得額	563	641	718	742	977
うち地方債による有効利用を目的とした土地の取得額	0	0	0	0	0
うち公用先債の弾力運用額	0	0	0	0	0
国、その他の地方公共団体等による取得	45	0	0	0	0
民間売却	601	446	486	1,264	1,240
当該年度利子・管理費等 (簿価計上分)	220	211	196	170	136
年度末保有額	15,515	14,303	13,037	10,966	8,885
時価処分による損益	▲ 13	▲ 48	▲ 26	▲ 7	▲ 28
土地造成事業に係る計画					
年度初保有額	4,573	3,797	2,734	1,717	1,592
取得計画額	0	0	0	0	0
当該年度造成費	46	0	0	0	0
当該年度利子・管理費等 (簿価計上分)	0	0	0	0	0
販売計画額	822	1,063	1,017	125	238
年度末保有額	3,797	2,734	1,717	1,592	1,354

※ 平成20年度以前の土地造成事業の販売額の推移は、平成16年度3,359百万円、平成17年度3,635百万円、平成18年度4,425百万円、平成19年度1,144百万円である。

※ 計画期間中の民間金融機関からの借入金調達金利は1.50%（借入条件：1年元利一括償還・繰上償還可能）と想定。

※ 民間売却時の売却価格は平成20年1月末日現在の鑑定額と想定。

※ 普通会計決算統計29表「基金の状況」添付。

第5 債務保証等対象土地の詳細処分計画

(単位:百万円)

番号	資産区分	簿価 (計画策定時)	処分方針	処分予定年度	事業予定年度
1	びょうぶ谷野球場整備事業	348	当初予定で市が再取得	H20～H21	供用済み
2	雁木通りプラザ建設事業	138	当初予定で市が再取得	H19	供用済み
3	庁舎周辺駐車場整備事業①	729	当初予定で市が再取得	H22～H24	供用済み
4	里のこどもの国整備事業(市)	98	当初予定で市が再取得	H19～20	供用済み
		305	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
5	リージョンプラザ上越周辺地区整備事業①	218	当初予定で市が再取得	H22	供用済み
6	ケアハウス及び特別養護老人ホーム建設事業	122	当初予定で市が再取得	H20～H22	供用済み
7	高田駅周辺地区整備事業①	191	当初予定で市が再取得	H22	供用済み
8	直江津駅前広場整備事業(市)	243	当初予定で市が再取得	H23	供用済み
9	都市計画道路本町大貫線改良事業	79	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
10	介護福祉土養成所用地取得事業	104	当初予定で市が再取得	H19	供用済み
11	市道表寺線改良事業	44	当初予定で市が再取得	H19～H20	供用済み
12	市民の森整備事業	303	当初予定で市が再取得	H24～H25	供用済み
13	上越高田インター周辺地区整備事業(市)	136	当初予定で市が再取得	H20	供用済み
14	市民プラザ整備事業	1,597	当初予定で市が再取得	H19～	供用済み
15	パークアンドバスライド整備事業	150	当初予定で市が再取得	H19～H24	供用済み
16	保倉川マリーナ周辺地区整備事業(市)	74	当初予定で市が再取得	H24	供用済み
17	寺町公園(仮称)整備事業	53	当初予定で市が再取得	H25	H25以降
18	金谷地区老人デイサービスセンター建設事業	47	当初予定で市が再取得	H20～H24	供用済み
19	春日山公有地化事業	191	当初予定で市が再取得	H23～H24	供用済み
20	上越地域医療センター病院周辺地区整備事業①	166	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
21	木田公園整備事業	70	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
		49	当初予定で市が再取得	H19	供用済み
22	関川水辺・環境プラザ整備事業(市)	1,399	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
		113	当初予定で市が再取得	H24	供用済み
23	ファミリーヘルプ保育園整備事業	113	当初予定で市が再取得	H24	供用済み
24	県立中央病院附属看護専門学校跡地取得事業	146	当初予定で市が再取得	H19	供用済み
25	庁舎周辺駐車場整備事業②	311	春日地区集会場に利用目的を 変更の上、市が再取得	H19～H23	H19
26	新南公園造成事業(市)	217	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
27	直江津駅南地区開発事業	440	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
28	脇野田駅周辺地区整備事業	47	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
29	上越地域医療センター病院周辺地区整備事業②(市)	268	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
30	上越多目的スポーツ施設整備事業(市)	1,047	当初予定で市が再取得	H19～H23	H19
		2,936	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
31	上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業	0	H19年度先行取得分再取得	H20～H21	H20
		177	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
32	歴史資源活用推進事業	80	当初予定で市が再取得	H19	供用済み
33	今泉スポーツ施設整備事業(市)	1,352	当初予定で市が再取得	H24～	供用済み
34	谷浜地区公園整備事業	1,410	当初予定で市が再取得	H25以降	H22
35	高田駅周辺地区整備事業②(市)	251	当初予定で市が再取得	H25以降	H25以降
36	高田駅周辺地区整備事業②(マンション)	92	当初予定で市が再取得	H19～H22	供用済み
37	上越三和道路新設改良事業(用地国債)	213	国土交通省に売却	H19～H20	
38	西田中企業団地造成事業	374	土地開発公社が直接売却	H20～H24	
39	下五貫野企業団地造成事業	308	土地開発公社が直接売却	H21～	
40	流通業務団地造成事業	2,253	土地開発公社が直接売却	H19～H24	
41	和田第二企業団地造成事業	870	土地開発公社が直接売却	H19～H22	
42	直江津臨海工業団地造成事業(市に売却)	368	土地開発公社が直接売却	H21～	
43	里のこどもの国整備事業(民間)	23	土地開発公社が直接売却	H22	
44	上越高田インター周辺地区整備事業(民間)	105	土地開発公社が直接売却	H22	
45	保倉川マリーナ周辺地区整備事業(民間)	39	土地開発公社が直接売却	H21～H23	
46	関川水辺・環境プラザ整備事業(民間)	53	土地開発公社が直接売却	H21～H22	
47	本町大町土地区画整理事業	10	土地開発公社が直接売却	H20	
48	直江津港湾改修事業	128	土地開発公社が直接売却	H19～H24	
49	リージョンプラザ上越周辺地区整備事業③	379	土地開発公社が直接売却	H24～	
50	新南公園造成事業(民間)	207	土地開発公社が直接売却	H20～H22	
51	都市計画道路五智中原線代替用地取得事業	41	土地開発公社が直接売却	H21	
52	高田駅周辺地区整備事業②(民間)	341	土地開発公社が直接売却	H21～H22	
53	高田駅周辺地区整備事業②(民間マンション)	57	土地開発公社が直接売却	H22	
54	県立中央病院跡地取得事業③	43	土地開発公社が直接売却	H19～H22	
55	五智老人デイサービスセンター建設事業	210	土地開発公社が直接売却	H20	
56	大貫文化施設建設事業	119	土地開発公社が直接売却	H22～H24	
57	臨港地区整備事業	298	土地開発公社が直接売却	H20～H24	
58	上越地域医療センター病院周辺地区整備事業②(民間)	145	土地開発公社が直接売却	H19～H20	
59	都市計画道路高土町東城町線代替用地取得事業	4	土地開発公社が直接売却	H19	
60	北陸新幹線代替用地取得事業	55	土地開発公社が直接売却	H19～	
61	南高田駅周辺地区整備事業	270	土地開発公社が直接売却	H19～H20	
62	リージョンプラザ上越周辺地区整備事業④	747	土地開発公社が直接売却	H20～	
63	送電線移転代替地整備事業	11	代替地として売却	H19～H20	

第6 その他の経営改善化のための具体的措置

1 保有土地の暫定利用

土地開発公社では、当面市の再取得予定のない土地について、短期貸付等による暫定利用を積極的に推進してきています。

今後も駐車場、駐輪場などの短期貸付等により、可能な限りの活用を進めていきます。

2 人件費・事務的経費等固定経費の削減

これまでも事務見直しによる人員削減、事務費の削減に努めてきたところですが、平成20年4月1日から、事務職員体制を市からの派遣2名、嘱託職員2名の計4名とし、「公益法人等の職員の派遣に関する条例」に基づき、派遣職員の給料並びに扶養手当等を市が負担することとします。また公社においては、さらなる事務的経費の節減を図るなど、今後もより一層の事務の合理化を目指して改善していきます。

3 事業用借地権を設定した賃貸事業の拡充

経済活動が低調な中で、売却が進まない造成土地については、事業用借地権を設定したうえで民間企業に賃貸する方向で検討を行い、公社の収益確保を図ります。

第7 設立・出資団体による支援措置

1 補助金の交付

市は公社の借入金に対して債務保証を行っており、公社の経営悪化によっては市の財政運営にも影響を及ぼすことから、補助金を交付することによって公社の欠損金を解消し経営の安定化を図ります。

2 計画に基づく再取得の推進

土地開発公社の経営改善計画を確実なものとするため、平成18年度から平成22年度までの5年間においては第3次行政改革推進計画を基に、市の再取得額を10億円程度とするなど積極的な再取得を行います。

3 無利子貸付の実施

市の財政状況や公社の健全化の進捗状況によっては、公社への無利子貸付の実施について検討します。

第8 設立・出資団体における用地取得依頼手続等の改善

原則として公社への用地取得依頼は行わないものとします。

ただし、上越市第5次総合計画に基づく事業で重要かつ緊急性があると判断し、再取得に要する予算計画があるものに限り、市と公社との協議により先行取得をすることとします。

第9 達成すべき経営指標の目標値

(金額の単位:百万円)

区分	平成18年度 (基準年度)	平成19年度 (策定年度)	平成20年度 (初年度)	平成21年度 (第2年度)	平成22年度 (第3年度)	平成23年度 (第4年度)	平成24年度 (第5年度)
設立・出資団体の債務保証・ 損失補償に係る土地簿価総額 ／ 設立・出資団体標準 財政規模	0.44	0.40	0.36	0.32	0.27	0.23	0.19
設立・出資団体の債務保証・ 損失補償に係る土地のうち保 有期間が5年以上であるもの の簿価総額 ／ 設立・出資 団体標準財政規模	0.43	0.39	0.35	0.31	0.27	0.23	0.19
供用済土地の簿価総額	6,701	5,933	5,457	4,917	4,242	3,559	2,626
設立・出資団体への土地売却 未収金残高	0	0	0	0	0	0	0
用途不明確土地の簿価総額	0	0	0	0	0	0	0

※ 設立・出資団体標準財政規模については、平成18年度決算統計の数値(53,135,255千円)としている。

※ 供用済土地については、経営健全化期間終了後も再取得を進め、早急に解消をする。

上越市ガス事業 中期経営計画 (改定版)



ガス水道局イメージキャラクター
ウォータ&ガスミン

平成 23 年 3 月
上越市ガス水道局

中期経営計画の改定に当たって

上越市は、平成19年12月に、将来都市像を「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」として、まちづくりの最上位計画である「上越市第5次総合計画」の改定を行い、平成22年12月には、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会的情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた基本計画の見直しを行いました。

ガス事業については、基本政策「つながりを育み続ける都市基盤が確立したまち」のなかに位置付けられ、「安定的なライフラインの確立」を推進することとしています。

上越市ガス事業中期経営計画は、今後の上越市ガス事業の根幹をなすべき計画として、クリーンな都市ガスの安定供給に努め、健全な事業経営の確立を図ることを目的に、平成20年4月に策定しましたが、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界同時不況によりガス販売量が減少したこと及び平成22年2月に料金改定を実施したことなどにより、上越市ガス事業中期経営計画の「中期財政収支計画」を見直しします。

また、「中期財政収支計画」の見直しに伴い「事業計画」の事業費も合わせて見直しすることとします。

1 上越市ガス事業の概況

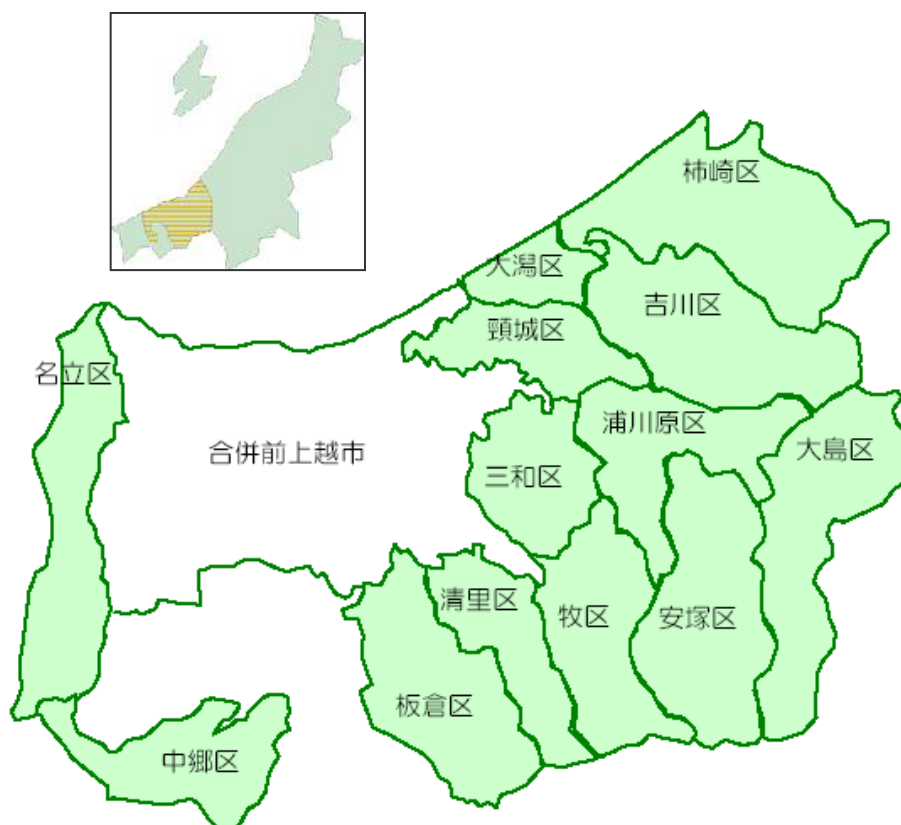
(1) 上越市の概要

上越市は、新潟県の南西部に位置し、山海の恵みと四季の情景あふれる自然豊かな都市です。当市は北陸自動車道や上信越自動車道のほか、J R北陸本線、J R信越本線、北越急行株式会社のほくほく線を有するなど、古くから交通の要衝として発展してまいりました。さらに、平成26年度末の開業を目指す（仮称）北陸新幹線上越駅や上越魚沼地域振興快速道路も建設が進められており、地理的特性を活かしたインフラ整備が進んでいます。

平成17年1月1日には、隣接する13町村と合併し、人口約21万人、面積973.32km²の新しい上越市として出発しました。また、平成19年4月の特例市移行に伴い、より一層の自主・自立のまちづくりに取り組んでいます。

※上越市は、東西約44.6km・南北44.2kmの広がりを持ち、全国で最も面積の小さな香川県や、2番目に面積の小さな大阪府の半分以上に当たります。

平成22年10月1日現在の面積は、973.61Km²です。



(2) ガス事業の沿革

上越市のガス事業は昭和46年の高田・直江津の両市の合併により誕生しましたが、市営ガス事業の創設は高田市時代の昭和7年10月にさかのぼり、公営ガス事業としては全国で5番目に長い歴史をもっています。

創設時は、石炭を原料にして北本町ガス製造所（現供給所）から主に「ガス燈」用ガスとして都市ガスを供給していました。

昭和31年には、直江津市が県内産天然ガスを原料にしてガス事業を開始し、昭和35年には高田市が原料を石炭混用から天然ガスに一本化しました。

両市合併後の昭和48年には、供給熱量を4,500キロカロリーから10,000キロカロリーへ変更するなど、施設運用の効率化を図り、都市ガスの拡張・普及に努めてまいりました。

平成17年1月の周辺13町村との合併に伴い、柿崎町、大潟町、中郷村が経営していたガス事業を統合するとともに、供給熱量を43.1メガジュールに統一しました。

また、平成20年11月には増加したガス需要に対応するため、大潟ガス供給所を新たに建設し、安定供給に努めています。

<ガス事業の歩み>

創設	旧高田市	大正7年10月 昭和35年5月	大正2年4月に創設された高田瓦斯(株)を、高田市が買収 北本町ガス製造所から石炭ガスを供給 供給戸数 409戸 石炭ガス製造量 年45万立方フィート(12,743 m ³ /年) 原料ガスを天然ガスに一本化
	旧直江津市	昭和31年1月 昭和31年7月	事業認可 川原町ガス供給所完成 供給戸数：924戸 原料 天然ガス
上越市誕生		昭和46年4月	高田・直江津両市が合併し、上越市が誕生 供給戸数 22,808戸 供給熱量 4,500 k cal/m ³ (一部工業用 9,200 k cal/m ³)
熱量変更 (カロリーアップ)		昭和48年 5月～12月	お客さまサービス、効率経営のため熱量変更 4,500 k cal/m ³ → 10,000 k cal/m ³
春日山ガス供給所 完成		昭和53年10月	整備拡充3か年計画により、春日山ガス供給所を建設 (計画供給戸数 33,000戸に対処)
庁舎竣工		昭和59年6月	南(高田地区)北(直江津地区)両営業所・市庁舎内本局とそれぞれに分かれていた庁舎を統合し、市庁舎の西側に新たなサービスの拠点として局庁舎を建設

南部ガス供給所 完 成	昭和 60 年 8 月	市南部地域への安定供給のため、南部ガス供給所を建設
大口供給開始	平成 9 年 5 月	県立中央病院へ大口供給開始
低公害車の導入	平成 9 年 9 月	天然ガス自動車導入開始
エコ・ステーション への供給開始	平成 12 年 10 月	県内第 1 号の天然ガススタンドである木田エコ・ステーション への供給開始
ガス事業合併認可	平成 16 年 12 月	柿崎町、大潟町、中郷村とのガス事業合併認可
新上越市誕生	平成 17 年 1 月	上越地域の 13 町村を編入合併し新上越市誕生 供給区域面積 129.0 k m ² 計画供給戸数 54,400 戸 計画 1 日最大供給量 210,200 m ³ 供給ガスの種類 天然ガス (13A) 標準熱量 43.1MJ / m ³ N
計画 1 日最大 供給量変更	平成 18 年 4 月	大口需要増により供給量が増加したため、計画 1 日最大供給量を変更 計画 1 日最大供給量 314,000 m ³
大潟ガス供給所 完 成	平成 20 年 11 月	原油の高騰等に伴い、都市ガスの需要が大きく拡大したため、大潟ガス 供給所を建設
原料費調整制度 導 入	平成 22 年 2 月	原料ガス購入先である国際石油開発帝石株が平成 22 年 1 月から輸入 LNG を導入したため、原料費調整制度を導入



北本町ガス製造所 昭和 30 年頃



大潟ガス供給所 平成 20 年 11 月完成

昭和 5 年高田市公報から
文化の燃料

瓦斯のお奨め

皆様の御家庭にガスを引込になりましたでせうか
ガスは経済だけで云ひますれば新築とたいした變
りはないと云はれますが、第一に人手を省き、置
場がいらず必要だけ使へて無駄がありませんから
結局はたいへんな経済ではありませんか。
この一般経済燃料としてガスの便利な事は皆様も
良く御承知の事と存じます。
點火も火加減も捻子一つで自由自在になり時間も
非常に節約され驚く程燃費が増進されます。
ガスは煙突の必要もなく豪雨が常にかき払いに整頓
出来て申分のない文化的燃料であります。
ネチを閉れば「残火」の心配もなく「火の元」が
極めて安全です。炊事場や風呂場の不始末から大
事を惹起することがあつてはなりません。
自他の迷惑を思ひ一日も早く絶対安全なガスを引
込み致しませう。
不意の來客にも談笑の間に湯茶の接待が出来洵に
理想的な設備であります。
前述の如く**経済、時間の節約、清潔、安全、**
便利、の五大特徴を良く御理解下さいまして至急
御申下さいます様。
瓦斯の新設に對しては公道の片端から七間迄は市
の負擔とし之れを越へたる部分に對して實費に相
當する工事を費を載くのみでありますから手数料共
僅かの費用で文化的な、経済的な、安全な燃料を
御使用願へるのであります。
點火の注意、培の調節、使用の場所並に煮物の具
合により火力を自由自在に加減する等あらゆる瓦
斯の特徴を良く御利用下さいまして有効的に且つ
経済的に御使用下さつて燃費を増進させる様ガス
のお奨めを致します。新設、増設其他一切の御用
向は瓦斯係まで(電話十五番)御用命願ひます。

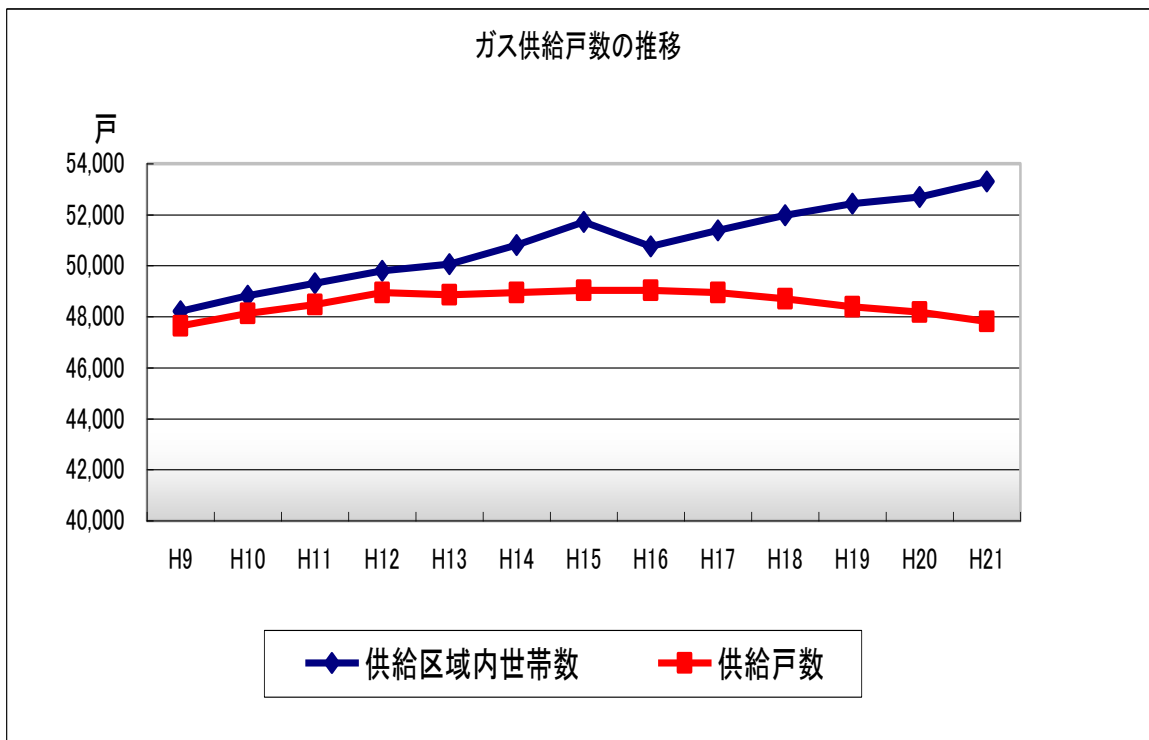
2 ガス事業の現状と課題

(1) 経営の現状と課題

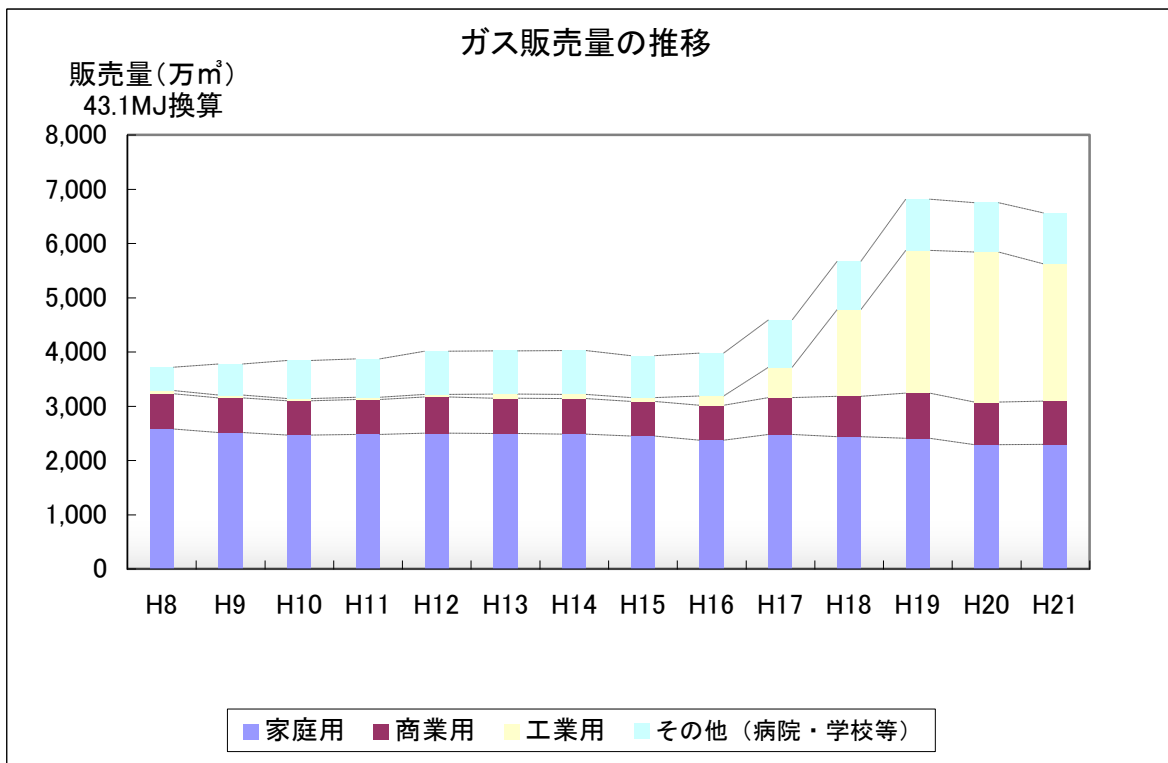
平成17年1月の市町村合併に伴い、ガス事業では、柿崎町・大潟町・中郷村のガス事業を承継しました。平成9年以降の供給区域内世帯数の伸びに合わせ、ガス供給戸数も緩やかに増加していましたが、平成12年以降は横ばいを続け、平成17年以降は減少に転じています。

ガス販売量は、近年の環境問題や原油高騰の追い風を受け工業用等の大口需要が増加したことにより、平成16年度から平成19年度までは飛躍的な伸びを見せていましたが、平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況を機に、平成20、21年度ともに減少しています。

用途別販売量では、社会的情勢等の変化による工業用の減少のほか、家庭用については、「オール電化」住宅の台頭など電気との競争の激化やガス機器の省エネ化などから伸び悩んでおり、家庭用販売量の増加に向けた取組の強化が不可欠です。



H16の供給区域内世帯数の減は、供給区域の減区によるもの



（２）供給施設の現状と課題

平成19年1月に発生した北海道北見市におけるガス中毒事故と同様の事故再発を防止するため、市内に埋設されている「ねずみ铸铁管」の更新を最優先で行っており、平成23年度で上越市内の「ねずみ铸铁管」の更新が完了する予定です。

平成20年11月には、増加したガス需要への対応や市内の供給拠点の均衡を図るため、大潟ガス供給所が完成しました。また、より一層の安定供給を目指し、大潟区と柿崎区を結ぶ連絡管の整備も進めています。

平成19年7月発生の新潟県中越沖地震では、震度6弱を記録した柿崎区の一部でガス本支管への被害が発生しました。市内には政府の地震調査研究推進本部の「重点調査観測」の対象となっている高田平野断層帯があることから、直下型地震発生を想定した供給支障への対策が必要となっています。

これまでも、ねずみ铸铁管を含む老朽化した管路の更新やガス供給所等の耐震化に向けた事業を進めてきましたが、約40,000m（平成22年度末見込み）におよぶ経年管や供給区域内に点在するガス圧力の調整設備などについて計画的な更新・改修を行うことが必要であり、課題となっています。

（３）供給サービスの現状と課題

合併に伴い供給熱量と共に、家庭用料金（一般契約料金）を最も安い合併前上越市の料金に統一しました。

家庭用料金は、料金が公表されている全国211の都市ガス事業者中、9番目に安い料金になっています。*

平成22年2月からは、原料ガスに液化天然ガス（LNG）が混入されたことを受け、原料費調整制度を導入しました。

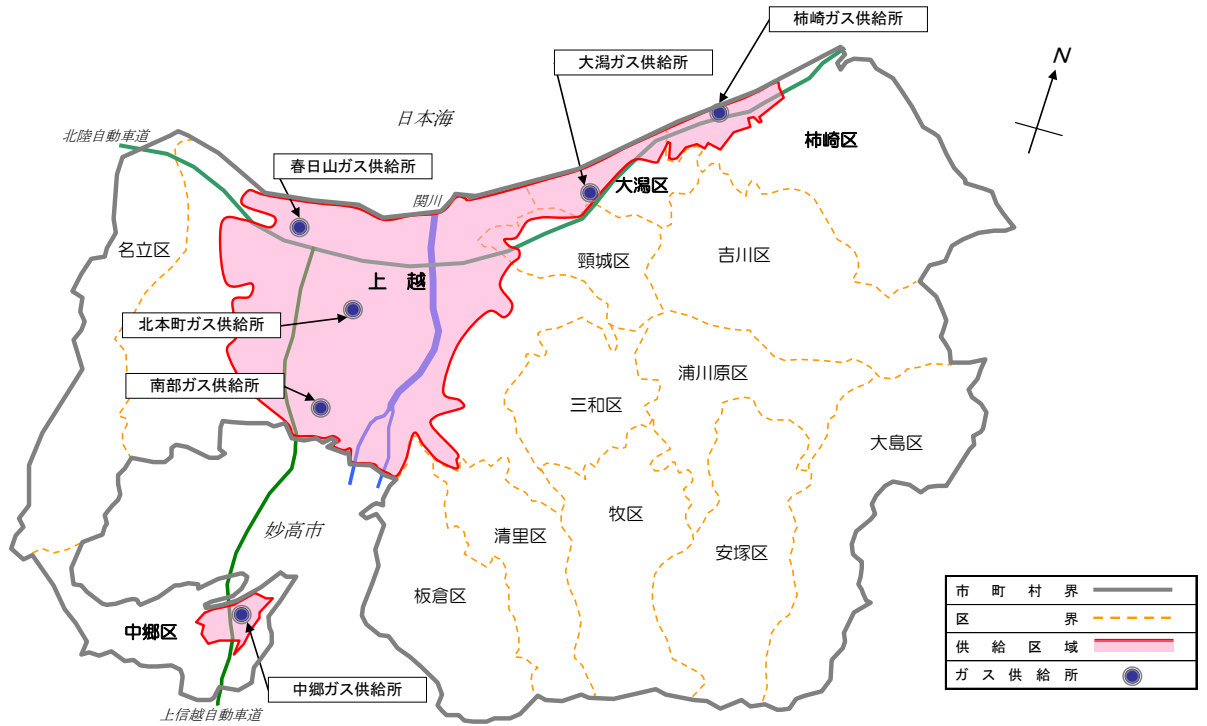
料金メニューでは、一般契約料金のほか、お客さまのニーズにお応えするため平成22年2月に「家庭用コージェネレーションシステム契約」を新たに設けるなど、業務用を含め9種類の選択約款を設けています。

このほか、安心して都市ガスをご利用していただくため、道路埋設のガス管からガス栓までのガス漏れ検査や消費機器調査を定期的に行うとともに、万が一のガス漏れに対応するため、24時間、365日職員による保安体制を整えています。

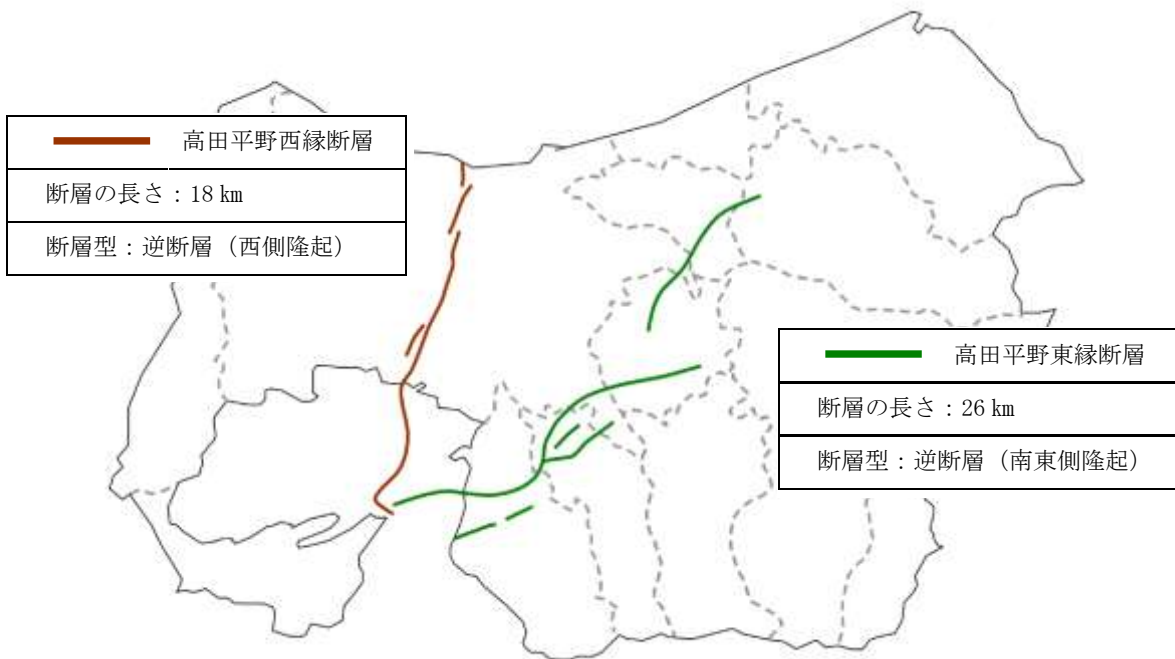
これからも多くの方から安心して都市ガスをお使いいただけるよう、これまで以上に保安の確保に努めてまいります。

※ 平成22年4月現在 当市調べ

上越市 ガスマップ



高田平野断層帯



都市圏活断層図「高田」(国土地理院) から転記

3 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

本計画は、上越市の市政運営の最上位計画である「上越市第5次総合計画（改定版）」との整合を図り、合併後の建設方針と財政計画を定めた「新市建設計画」や公営企業の実施計画としての「集中改革プラン」を包含した「上越市ガス事業の最上位計画」と位置付けます。

また、政策目標や経営健全化の取組を示し、総務省の「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）に基づく「中期経営計画」としても位置付けるものです。

(2) 計画策定期間

本計画の期間は、平成20年度を初年度として、目標年度は「上越市第5次総合計画（改定版）」に合わせ平成26年度とします。

開始年度	中間目標年度	目標年度
平成20年度	平成22年度	平成26年度

(3) 基本方針

ガス事業の現状と課題を踏まえ、将来に渡り持続可能な事業運営を行うため、**公営を堅持し、クリーンな都市ガスの安定供給を図る**べく、次のように基本方針を設定しました。

基本方針

1 安全で安定した供給 2 お客さまの信頼性向上 3 経営基盤の強化

基本方針1 安全で安定した供給

豊かで快適な暮らしを実現する都市ガスは、生活に欠くことのできない重要なライフラインです。北海道でのガス漏れ事故や新潟県中越沖地震を受け、これまで以上にねずみ鋳鉄管や経年管などの更新及び耐震化を図ります。

このほか、需要の増大に対応するため、ガス供給施設の整備を行います。

基本方針2 お客さまの信頼性向上

他エネルギーとの競合が熾烈さを増す中で、お客さまから都市ガスを選んでいただくためには、ガス事業への信頼性の向上が不可欠です。今後も、お客さまに役立つ情報を発信するとともに、お客さまのニーズを事業に反映できるよう、イベントなどを通じアンケート調査を実施します。

また、都市ガスの原料である天然ガスは、環境負荷の小さいクリーンエネルギーであることから、地球環境の改善に繋がる天然ガス自動車や燃料電池などの情報収集や普及促進に努めます。

これからも、お客さまから安心して都市ガスをお使いいただけるよう、24時間、365日の保安体制でお客さまの安全確保に努めてまいります。

基本方針3 経営基盤の強化

約48,000件のお客さまの大半を占める家庭用分野は、ガス事業経営の根幹です。経営の安定化を図るため、減少傾向にある家庭用需要の獲得を目指し営業活動を強化します。

また、災害時でも十分な対応が取れるよう職員の技術力向上を推進し、知識と経験を有する技術職員を育成します。

(4) 計画の構成

①主要施策と目標

3つの基本方針に基づく実施内容を11の主要施策にまとめ、施策ごとに目標値を設定しました。

②事業計画

主要施策を実現するための具体的な事業を計画しました。

③中期財政収支計画

事業計画を進める上での中期的な財政収支の見込みです。

4 主要施策と目標

主要施策ごとの「中間年度」及び「計画最終年度」の目標は次のとおりです。

基本方針1 安全で安定した供給

主要施策① 老朽化施設の更新					
安全で安定した供給を行うため、老朽施設の更新は不可欠です。既存施設を有効利用しながら、必要な更新事業を進めます。					
業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
年間の管路更新率	%	(単年度に更新する管路延長/管路総延長)×100	1.9	2.0	2.0

主要施策② 供給施設の耐震対策					
新潟県中越大震災、新潟県中越沖地震の経験を踏まえ、主要施設の耐震化を更に進めます。					
業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
管路の耐震化率	%	(耐震管延長/管路総延長)×100	54.8	66.2	74.2

主要施策③ 供給施設の強化					
大口供給の大幅な増加に対応するため、新供給所の建設を行います。					
業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
施設能力（1日最大能力）	m ³ /日	市内供給所の施設能力合計	254,100	326,200	326,200

基本方針 2 お客さまの信頼性向上

主要施策① 安心ガスライフの促進

安心してガスをご利用いただけるよう、お客さま宅への定期的な巡回訪問による調査、安全使用についての周知及び改善提案を行います。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
白ガス灯外内管 [*] 残存率	%	(白ガス灯外内管残存本数/灯外内管総本数)×100	30.2	14.5	5.7

※ お客さま敷地内のガス設備は、お客さまの大切な資産です。土の中に埋められた亜鉛メッキ鋼管（通称：白ガス管）は、年を経るとともに腐食が進み、ガスが漏れることがあります。

主要施策② 積極的な情報提供

お客さまに役立つ情報を局独自の広報紙やホームページを中心に提供します。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
年間のガス水道事業の広報紙発行回数	部/戸	広報紙配布部数/供給戸数	1.0	2.0	2.0

主要施策③ お客さまサービスの充実

お客さまサービスを充実するため「アンケート調査」を実施します。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
アンケート情報収集割合	件/千人	(アンケート回答数/供給区域内人口)×1,000	-	1.7	1.8

主要施策④ 次世代機器の普及促進

将来にわたり環境負荷の低減に貢献できるよう、天然ガス車、コージェネレーションシステム、燃料電池などの次世代の高効率ガス機器システムの情報収集や普及促進に努めます。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
家庭用コージェネレーションシステム普及	台	市内の家庭用コージェネレーションシステムの台数	1	18	38
天然ガス車台数	台	お客さまが保有する天然ガス車台数	38	44	53

基本方針3 経営基盤の強化

主要施策① 家庭用販売量の向上

経営基盤確立のため、家庭用販売量の向上を図ります。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
家庭用1戸1月当たりの ガス販売量	m ³ /件	家庭用の年間販売量/家庭用年 間総調定件数	45.9	46.0	46.1

主要施策② 施設の統廃合

合併で増加した施設について、リスク管理を慎重に検討し、施設の老朽度等を考慮する中で、施設の統廃合を推進します。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
地区整圧器室統廃合率※	%	$(1 - (\text{年度末整圧器室数} / \text{H17 年度末整圧器室数})) \times 100$	-	5.6	9.7

※ 平成17年度末の地区整圧器室数に対する削減率を示す。

主要施策③ 技術力の向上

サービス水準を維持するため、職員の技術力の向上やモラルアップ（意欲向上）を図ります。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
職員資格取得度※	件/人	職員が取得している法定資格数 /全職員数	0.3	1.0	1.5

※ 水道・簡易水道事業を含む。

主要施策④ 経営の効率化

定員管理や料金未納額縮減などにより、更に効率的な経営を目指します。

業務指標	単位	計算方法	H17 実績	H22 中間目標	H26 計画目標
職員1人当たりガス売上	千円/人	(ガス売上/損益勘定所属職員 数)/1,000	70,069	99,634	99,639
未納金縮減率※	%	$(1 - (\text{年度末未納料金総額} / \text{H17 年度末未納料金総額})) \times 100$	-	34.7	40.2

※ 平成17年度末の未納金に対する縮減率を示す。

5 事業計画

主要施策を推進するため以下のとおり事業を行います。なお、「中期財政収支計画」の見直しに伴い事業費を見直しします。

基本方針 1 安全で安定した供給

① 老朽施設の更新 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
ねずみ铸铁管更新事業	・ 合併前上越市内 更新延長 7,835m	平成 20～23 年度	507,865
供給施設整備・更新事業	・ 整圧器室の更新及び遠方監視	平成 20～26 年度	387,952

ねずみ铸铁管残延長

年度	残延長 (m)
H18	10,589
H19	7,835
H20	5,834
H21	3,306
H22	931
H23	0

② ガス供給施設の耐震対策 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
経年管更新事業 (ねずみ铸铁管を除く)	・ 白ガス管、ジュート巻鋼管の更新 延長 45,112m	平成 20～26 年度	2,662,044
施設耐震化事業	・ 南部ガスホルダー耐震診断	平成 20～26 年度	18,365

③ ガス供給施設の整備 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
新供給所建設事業	・ 新供給所の建設 (大潟区内)	平成 19～20 年度 (事業完了)	782,382

基本方針2 お客様の信頼性向上

① 安心ガスのライフの促進 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
定期保安巡回	・お客さま宅ガス設備点検	平成 20～26 年度	252,354
安全使用周知	・非安全型機器をご利用者へ安全使用周知（機器の更新依頼） ・高齢者世帯へのフォローアップ	平成 20～26 年度	9,756
導管ガス漏えい検査	・道路埋設の導管のガス漏えい検査	平成 20～26 年度	36,593
白ガス管対策	・お客さまの敷地内に埋設されている白ガス管の削減対策	平成 20～26 年度	12,260

② 積極的な情報提供 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
ホームページ更新	・最新情報の掲載 ・ウェブアクセシビリティ※1の向上	平成 20～26 年度	1,514※2
広報紙発行	・お客さまに役立つ情報等を掲載 年2回発行	平成 20～26 年度	2,814※2

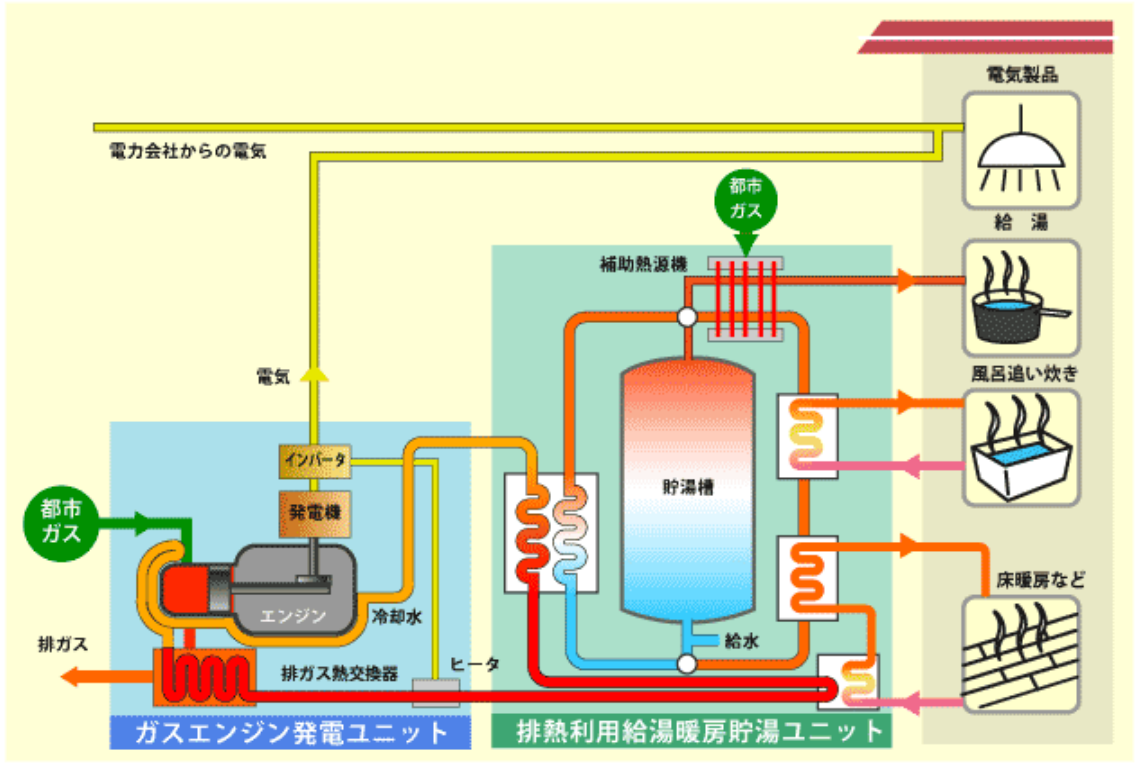
※1 ウェブアクセシビリティとは、障害の有無や年齢などの条件に関係なく、だれもが同じようにインターネット上で提供される情報を利用できること。また、ウェブページに対するアクセスと利用のしやすさの度合いをいいます。

※2 事業費は水道・簡易水道事業分を含む。

③ お客さまサービスの充実 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
お客さまニーズ調査	・アンケート等によるお客さまニーズの把握	平成 20～26 年度	170※

※ 事業費は水道・簡易水道事業分を含む。

④ 次世代機器の普及促進 (千円)			
事業名	概要	実施年度	事業費
高効率機器システム 普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用コージェネレーションシステム設置助成 ・天然ガス自動車の普及促進 ・燃料電池の情報収集及び普及促進 	平成 20～26 年度	16,590



家庭用コージェネレーションシステム概略図 (社)日本ガス協会 HP から



基本方針3 経営基盤の強化

① 家庭用販売量の向上			(千円)
事業名	概要	実施年度	事業費
家庭用販売促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス水道フェア、料理教室などのガスファン増加のためのイベント実施 ・家庭用温水暖房契約の獲得 	平成 20～26 年度	38,809

ウィズガス




ウィズガスクッキング教室（平成22年10月）

Si 全ロセンサー搭載
センサーコンロ

② 施設の統廃合			(千円)
事業名	概要	実施年度	事業費
供給施設統廃合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地区整圧器室の統廃合 	平成 20～26 年度	6,003
供給所中央監視盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前上越と大潟区の4供給所の運転管理用中央監視盤を本局に整備 	平成 20 年度 (事業完了)	54,783

③ 技術力の向上			(千円)
事業名	概要	実施年度	事業費
職員研修	・職員技術研修等	平成 26 年度 まで	2,262 [※]
資格取得支援	・ガス主任技術者等ガス事業に必要な資格取得に係る費用の一部助成	平成 26 年度 まで	3,952 [※]

※ 事業費は水道・簡易水道事業分を含む。

〈技術研修の様子〉



※ 事業費はすべて税込金額

④ 経営の効率化

定員管理

平成18年度策定の集中改革プランは平成22年度が最終年度であり、計画を3人上回る削減数となる見込みです。業務の見直しを行うなかでこれからも適正な配置となるよう人員計画の見直しを行います。

	平成17年度 (実績)	平成22年度 (計画)	平成22年度 (見込み)	平成26年度 (計画)
職員数	62	56	53	52
削減率(H17年度比)		△9.7	△14.5	△16.1

給与の適正化

地方公務員の給与は、基本的に全国の民間給与水準に基づき決定されている国家公務員の給与に準ずることとされています。

市長部局においては人事院勧告に基づき、適正な給与水準、給与制度のあり方について検証しており、当局においても市長部局に準じ、既に55歳昇給抑制を行っておりますが、これからも昇給運用や手当の見直しにより給与制度の適正化を図ります。

適正な料金設定と料金未納額縮減

ガス事業の適正な運営には、財政基盤である料金収入の確保が最も重要です。適正な料金設定を行うとともに、財政の健全化や都市ガス利用者の公平な負担の原則からも、供給停止処分や納入促進員の採用により料金未納額の縮減を図ります。

取組	実施内容	計画年度
未納額縮減	・平成17年度末残高より29,000千円縮減	平成26年度まで

料金システム統一

業務の効率化とお客さまへのサービス向上を図るため、平成22年7月に現在の各区の料金システムを統一しました。

業務委託

民間のノウハウを活用したほうが効率的である業務について整理を行い、コア業務を明確にすることにより、更に効率的な事業推進のため、民間的経営手法の活用について検討、導入を進めます。

業務名	実施内容	期間
料金調定収納業務委託	・平成23年度より実施	平成23年度～26年度

6 中期財政収支計画

(1) 将来需要予測

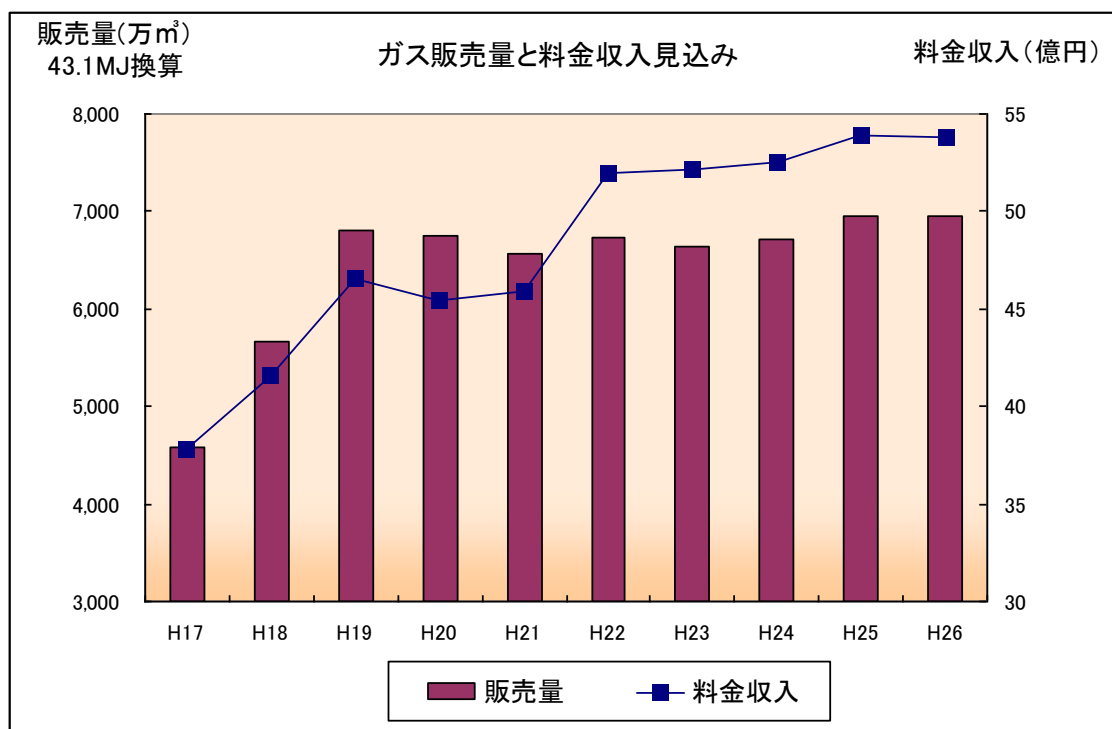
	平成 20 年度 (実績)	平成 22 年度 (計画)	平成 22 年度 (見込み)	平成 26 年度 (計画)
供給戸数 (戸)	48,182	48,784	47,675	46,652
年間販売量 (千 m^3)	67,495	73,753	67,385	69,472

(2) 収益的収支及び資本的収支

①収益的収支

(単位：千円)

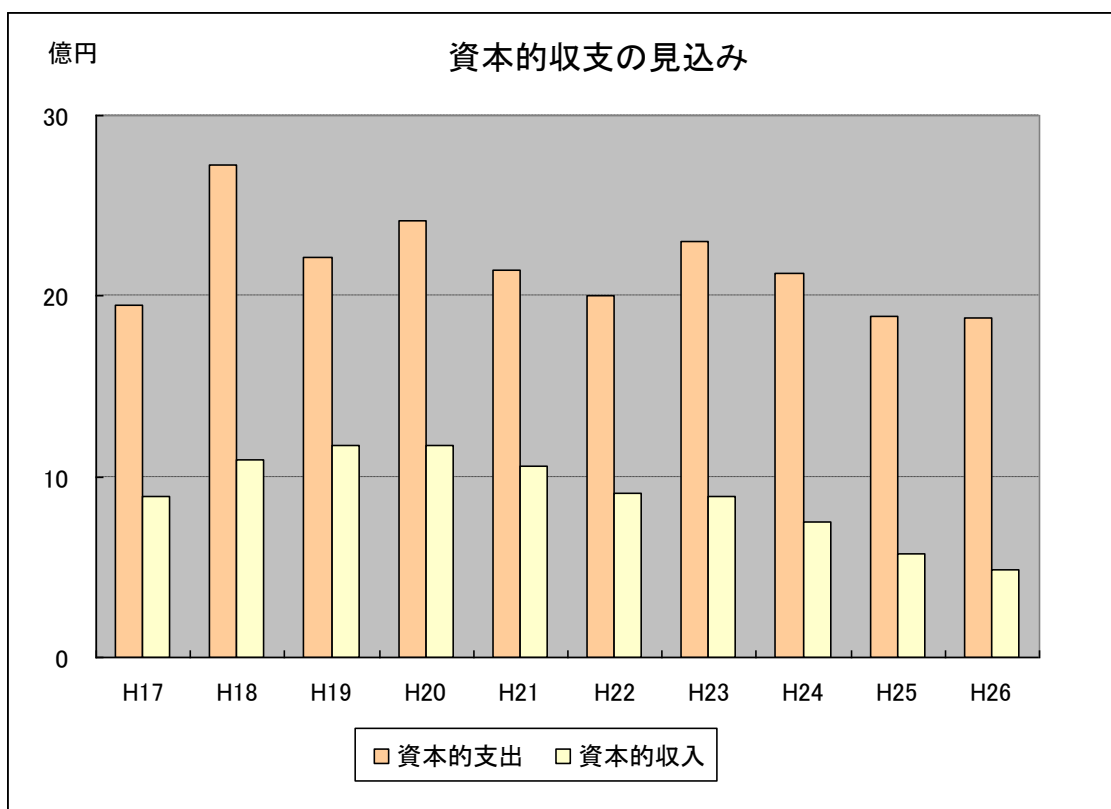
		平成 20 年度 (実績)	平成 22 年度 (計画)	平成 22 年度 (見込み)	平成 26 年度 (計画)
収益的収入	料金	4,544,193	4,882,069	5,196,057	5,382,886
	その他	394,113	424,957	328,249	224,044
	計	4,938,306	5,307,026	5,524,306	5,606,930
収益的支出	人件費	474,417	475,724	430,362	420,020
	減価償却費	941,288	1,017,469	1,021,478	1,153,681
	その他経費	3,170,265	3,515,418	3,753,613	3,805,724
	計	4,585,970	5,008,611	5,205,453	5,379,425
損 益		352,336	298,415	318,853	227,505



②資本的収支

(単位：千円)

		平成 20 年度 (実績)	平成 22 年度 (計画)	平成 22 年度 (見込み)	平成 26 年度 (計画)
資本的収入	企業債	627,500	270,000	270,000	270,000
	出資金	92,500	77,500	77,500	0
	工事負担金	451,662	708,528	498,235	218,766
	その他収入	4,180	4,333	60,448	0
	計	1,175,842	1,060,361	906,183	488,766
資本的支出	建設改良費	2,026,029	1,837,076	1,644,893	1,481,227
	企業債償還	388,244	357,635	357,641	401,561
	計	2,414,273	2,194,711	2,002,534	1,882,788
補てん財源		1,238,431	1,134,350	1,096,351	1,394,022



③企業債残高

(単位：千円)

平成 20 年度 (実績)	平成 22 年度 (計画)	平成 22 年度 (見込み)	平成 26 年度 (計画)
5,778,220	5,594,749	5,594,751	5,185,857

(3) 主な設備投資計画

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ねずみ鑄鉄管更新事業	96,659	0	0	0
供給施設整備・更新事業	78,049	56,947	80,869	58,828
経年管更新事業	410,516	361,415	308,030	263,114
供給施設統廃合事業	0	3,251	1,376	1,376

 ※ 中期財政収支計画 (2) ①収益的収支以外は税込金額

7 計画達成状況の公表

(1) 公表時期

中間公表時期	公表時期
平成23年10月	平成27年10月

この計画は、計画期間を7年とし、3年経過後の平成23年度に中間での計画達成状況の公表を予定しています。

計画達成状況の公表は当初計画どおり行う予定です。

(2) 公表方法

上越市ガス水道局ホームページにより公表します。

(3) 評価方法

業務指標を用い、目標値との比較により評価します。



上越市水道事業 中期経営計画

(改定版)



ガス水道局イメージキャラクター
ウォータ&ガスミン

平成 23 年 3 月

上越市ガス水道局

中期経営計画の改定に当たって

上越市は、平成19年12月に、将来都市像を「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」として、まちづくりの最上位計画である「上越市第5次総合計画」の改定を行い、平成22年12月には、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会的情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた基本計画の見直しを行いました。

水道事業については、基本政策「つながりを育み続ける都市基盤が確立したまち」のなかに位置付けられ、「安定的なライフラインの確立」を推進することとしています。

上越市水道事業中期経営計画は、今後の上越市ガス事業の根幹をなすべき計画として、安全でおいしい水の安定供給に努め、健全な事業経営の確立を図ることを目的に、平成20年4月に策定しましたが、平成20年9月のリーマンショックに端を発した世界同時不況により、有収水量が減少したこと、平成20年7月に実施した料金改定及び料金統一に伴う経過措置が平成21年11月に終了したことを受け、上越市水道事業中期経営計画の「中期財政収支計画」を見直しします。

また、「中期財政収支計画」の見直しに伴い「事業計画」の事業費も合わせて見直しすることとします。

1 上越市水道事業の概況

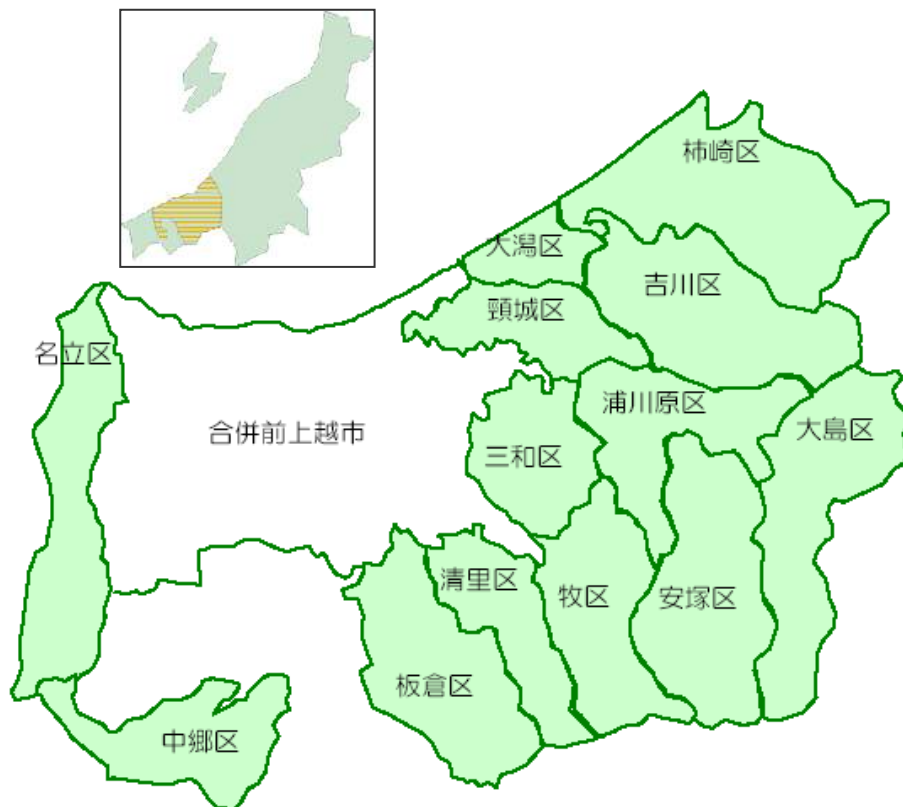
(1) 上越市の概要

上越市は、新潟県の南西部に位置し、山海の恵みと四季の情景あふれる自然豊かな都市です。当市は北陸自動車道や上信越自動車道のほか、J R北陸本線、J R信越本線、北越急行株式会社のほくほく線を有するなど、古くから交通の要衝として発展してまいりました。さらに、平成26年度末の開業を目指す（仮称）北陸新幹線上越駅や上越魚沼地域振興快速道路も建設が進められており、地理的特性を活かしたインフラ整備が進んでいます。

平成17年1月1日には、隣接する13町村と合併し、人口約21万人、面積973.32km²の新しい上越市として出発しました。また、平成19年4月の特例市移行に伴い、より一層の自主・自立のまちづくりに取り組んでいます。

※上越市は、東西約44.6km・南北44.2kmの広がりを持ち、全国で最も面積の小さな香川県や、2番目に面積の小さな大阪府の半分以上に当たります。

平成22年10月1日現在の面積は、973.61km²です。



(2) 水道事業の沿革

上越市の水道事業は、昭和46年の高田・直江津の両市の合併により誕生しましたが、上水道の創設は高田市時代の「大正15年6月に地下水を水源に825戸へ給水したのが始まりです。

両市とも地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下や海岸地域では塩水化の懸念が強まり、河川水への転換が必要となったため、県の発電事業が主体となって計画された上越利水総合開発事業に参加し、昭和44年3月に共同施設として城山浄水場と両市を結ぶ送水管が完成しました。

また、上越地域全体の水源確保のため、当時の近隣8市町村と共に上越地域水道用水供給企業団を設立し、第1水源の正善寺ダムからは日量40,000m³、第2水源の柿崎川ダムからは日量21,000m³の水道用水を取水し、上越市と妙高市に供給しています。

平成17年1月には上越市周辺の13町村との合併に伴い、旧町村の上水道事業及び簡易水道事業を経営統合したほか、12の簡易水道事業を承継し、1上水道事業と13の簡易水道事業を運営、管理することとなりました。

また、平成20年4月には浄水方法及び取水地点の変更に伴う事業変更認可を行うとともに、計画給水人口、計画一日最大給水量の見直しを行いました。

<水道の歩み>

創設	旧高田市	大正13年3月	事業認可 計画給水人口:30,000人 一日最大給水量:3,500m ³
		大正15年6月	第一(南城浄水場)・第二水源地完成 給水開始:825戸
	旧直江津市	昭和11年9月	水道組合設立
		昭和12年1月	給水開始:142戸
		昭和29年5月	町営水道へ移行 事業認可 計画給水人口:25,000人 一日最大給水量:5,000m ³
上越利水 総合開発事業	昭和40年8月	創立以来の地下水源では年々増加する水需要に対応できないため、その水源を名立川・桑取川水系の表流水に求め、新潟県が発電を、高田・直江津両市は発電後の放流水を上水道に利用する開発事業が着工され、現在の城山浄水場などは昭和44年3月に完成	
上越市誕生	昭和46年4月	高田・直江津両市が合併し、上越市が誕生 給水戸数:28,451戸 給水人口:111,056人	

第1次拡張工事	昭和49年3月	事業認可 計画給水人口:142,400人 1日最大給水量:82,000 m ³
上越地域水道用水供給企業団	昭和51年7月	発足 広域的給水システムへ
第2次拡張事業	昭和56年7月	事業認可 計画給水人口:161,300人 1日最大給水量:104,460 m ³
庁舎竣工	昭和59年6月	南(高田地区)北(直江津地区)両営業所・市庁舎内本局とそれぞれに分かれていた庁舎を統合し、市庁舎の西側に新たなサービスの拠点として局庁舎を建設
受水	昭和60年4月	上越地域水道用水供給企業団による正善寺ダムが完成(昭和59年10月)。同時に建設されていた浄水場も一部供用開始。1日14,150 m ³ を受水
	昭和62年9月	企業団第1浄水場が完成し、1日25,760 m ³ を受水
第2次拡張変更事業	平成7年3月	事業認可(和田浄水場 建設事業) 計画給水人口 161,300人 1日最大給水量 104,460 m ³
受水	平成15年7月	柿崎川ダムの供用開始(平成15年10月完成) 企業団第2浄水場が完成、第1浄水場と合わせて1日39,250 m ³ を受水
新上越市誕生	平成17年1月	上越地域の13町村を編入合併し新上越市誕生 上水道区域 合併前上越 柿崎区 大潟区 吉川区 頸城区 三和区 清里区 板倉区 中郷区 (一部簡易水道地域を除く) 計画給水人口 226,970人 計画1日最大給水量 141,209 m ³
第3次変更事業	平成20年4月	取水地点の変更及び浄水方法の変更に伴う計画給水人口・計画1日最大給水量の見直し 事業認可 計画給水人口 190,195人 計画1日最大給水量 104,857 m ³
第4次変更事業	平成21年6月	事業認可(板倉区寺野浄水場 浄水方法の変更)

2 水道事業の現状と課題

(1) 経営の現状と課題

料金収入の基礎となる有収水量は、給水人口の減少や平成6年の大渇水の経験による節水意識の定着、近年の節水機器の普及から、減り続けています。

有収水量の伸びが期待できないなか、市民生活に欠くことのできない水道事業を一定の水準で維持していくためには、経営基盤の強化が不可欠です。

有収率[※]は、水道事業全体では平成21年度末で93.0%に達しているものの浄水場系統別では、未だ低いところもあることから計画的に漏水調査を行い改善を図る必要があります。

また、当市の水源はその55%余りを上越地域水道用水供給企業団からの受水に求めていることから、受水費が経営に与える影響も大きくなっています。

施設の統廃合など合併のメリットを最大限活かした経費の節減を行うほか、組織や業務の見直しを行うとともに、職員一人ひとりの「公営企業職員」としての意識改革など持続可能な事業経営の観点から、より一層の事業の効率化を図らなければなりません。

※ 有収率とは、浄水場から送られた水の量「配水量」に対する、料金をいただいた水の量「有収水量」の割合のことをいいます。

